

兵庫労働局発表
令和7年1月31日(金)
午前8時30分 解禁

【照会先】
職業安定部職業安定課
職業安定課長 高野 英樹
地方労働市場情報官 永瀬 理知子
電話 078-367-0792

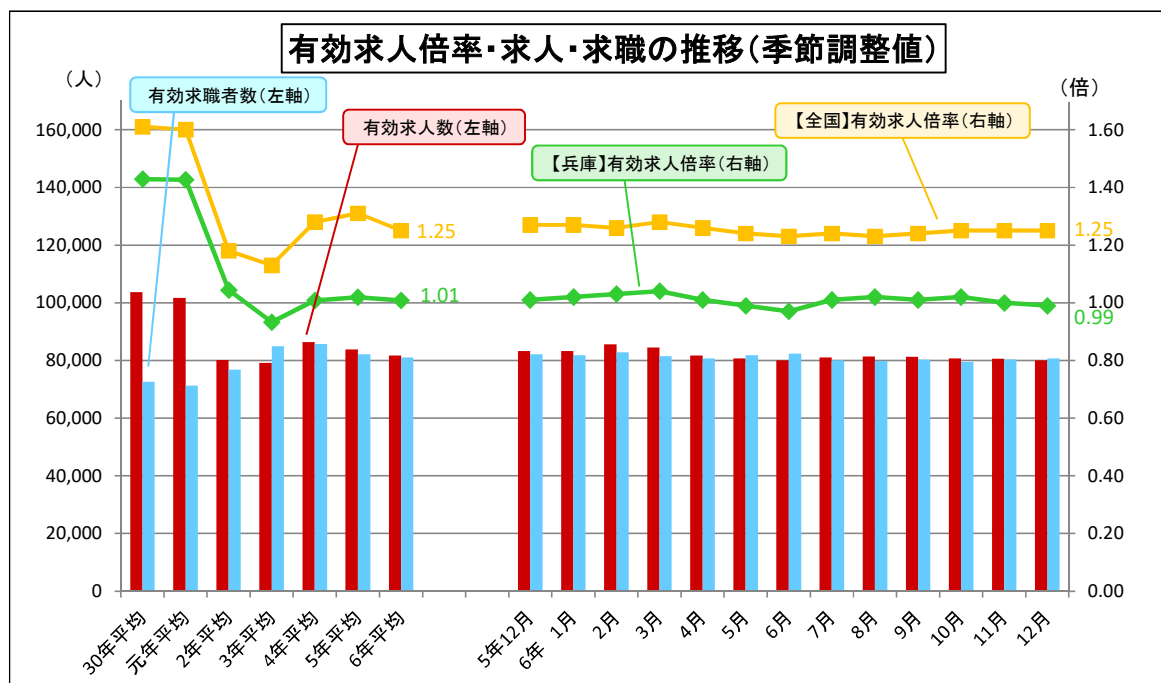
一般職業紹介状況(令和6年12月分及び令和6年分) ～県内の雇用情勢の概況～

令和6年12月の有効求人倍率等(季節調整値)の動向

- ◎ 令和6年12月の有効求人倍率は**0.99倍**で、前月と比べて0.01ポイント下回りました。
 - 有効求人数は80,101人で、前月と比べて0.6%減となりました。
 - 有効求職者数は80,760人で、前月と比べて0.5%増となりました。
 - 新規求人倍率は1.74倍で、前月と比べて0.05ポイント下回りました。
- ◎ 県内の雇用失業情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。
物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

令和6年平均の有効求人倍率等(原数値)の動向

- ◎ 令和6年平均の有効求人倍率は**1.01倍**で、前年と比べて0.01ポイント下回りました。
 - 有効求人数は81,671人(月平均)で、前年と比べて2.5%減となりました。
 - 有効求職者数は80,990人(月平均)で、前年と比べて1.4%減となりました。
 - 新規求人倍率は1.80倍で、前年と比べて0.01ポイント下回りました。



(注) 年平均の数値は原数値で月別の数値は季節調整値である。令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

次回公表予定日 令和7年3月4日(火)

本資料における令和3年9月以降の数値については、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う「オンライン登録者」及び「オンライン自主応募による就職件数」等が含まれている。

前月との比較(季節調整値)

1 新規求人・新規求職の動き

新規求人数は27,828人で、前月比0.7%増と2か月連続増加し、新規求職者数は15,972人で、前月比3.6%増と2か月連続増加しました。

今月の新規求人倍率は1.74倍となり、前月と比べて0.05ポイント下回り、2か月連続低下しました。

2 有効求人・有効求職の動き

有効求人数は80,101人で、前月比0.6%減と4か月連続減少し、有効求職者数は80,760人で、前月比0.5%増と2か月連続増加しました。

今月の有効求人倍率は0.99倍となり、前月と比べて0.01ポイント下回り、2か月連続低下しました。

第1表 求人・求職・求人倍率の状況(時系列)(季節調整値)

	新規求人数		新規求職者数		新規求人倍率		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率	
		前月比		前月比		前月差		前月比		前月比		前月差
5年12月	29,456	3.8	16,268	1.7	1.81	0.04	83,283	0.4	82,166	0.4	1.01	0.00
6年 1月	28,332	▲ 3.8	15,530	▲ 4.5	1.82	0.01	83,313	0.0	81,823	▲ 0.4	1.02	0.01
2月	30,351	7.1	16,272	4.8	1.87	0.05	85,556	2.7	82,882	1.3	1.03	0.01
3月	29,103	▲ 4.1	15,189	▲ 6.7	1.92	0.05	84,428	▲ 1.3	81,411	▲ 1.8	1.04	0.01
4月	27,018	▲ 7.2	15,576	2.5	1.73	▲ 0.19	81,709	▲ 3.2	80,742	▲ 0.8	1.01	▲ 0.03
5月	27,574	2.1	16,192	4.0	1.70	▲ 0.03	80,690	▲ 1.2	81,850	1.4	0.99	▲ 0.02
6月	27,509	▲ 0.2	15,445	▲ 4.6	1.78	0.08	80,018	▲ 0.8	82,335	0.6	0.97	▲ 0.02
7月	27,640	0.5	14,823	▲ 4.0	1.86	0.08	80,979	1.2	80,119	▲ 2.7	1.01	0.04
8月	28,622	3.6	15,268	3.0	1.87	0.01	81,350	0.5	79,852	▲ 0.3	1.02	0.01
9月	28,093	▲ 1.8	16,063	5.2	1.75	▲ 0.12	81,286	▲ 0.1	80,280	0.5	1.01	▲ 0.01
10月	27,583	▲ 1.8	15,272	▲ 4.9	1.81	0.06	80,661	▲ 0.8	79,446	▲ 1.0	1.02	0.01
11月	27,642	0.2	15,412	0.9	1.79	▲ 0.02	80,549	▲ 0.1	80,357	1.1	1.00	▲ 0.02
12月	27,828	0.7	15,972	3.6	1.74	▲ 0.05	80,101	▲ 0.6	80,760	0.5	0.99	▲ 0.01

※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。▲は減少である。

※令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(参考) 就業地別新規求人・有効求人の動き

就業地別の新規求人数は31,491人で、前月比0.6%増と2か月連続増加しました。

新規求人倍率は1.97倍となり、前月と比べて0.06ポイント下回り、3か月ぶり低下しました。

また、有効求人数は91,056人で、前月比0.4%減と2か月ぶり減少しました。

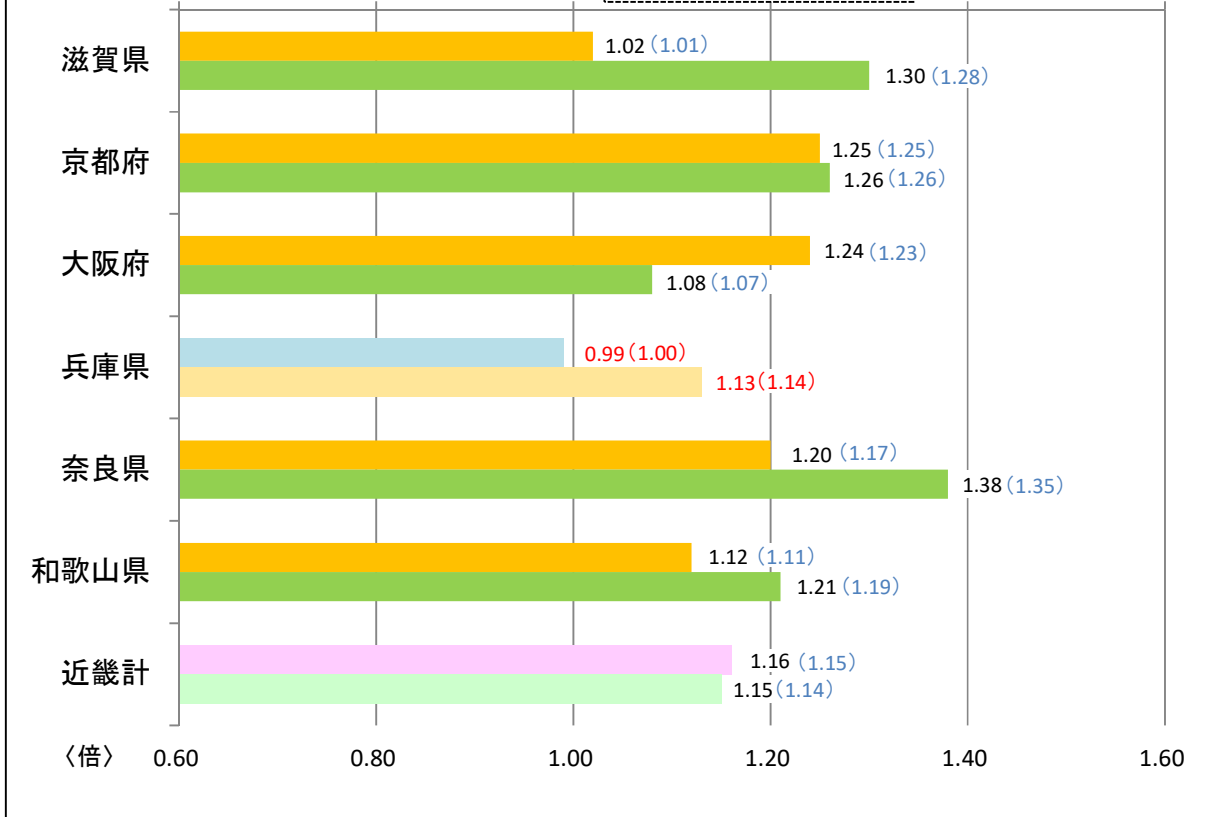
有効求人倍率は1.13倍となり、前月と比べて0.01ポイント下回り、2か月連続低下しました。

近畿地域の有効求人倍率(季節調整値)

【令和6年12月】

上段: 受理地別有効求人倍率
下段: 就業地別有効求人倍率

()内は前月値



第2表 受理地別・就業地別有効求人倍率の推移(季節調整値)

【受理地別】有効求人倍率(季節調整値)

	4年	5年	6年	5年 12月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
兵庫県	1.01 0.08	1.02 0.01	1.01 ▲0.01	1.01 0.00	1.02 0.01	1.03 0.01	1.04 0.01	1.01 ▲0.03	0.99 ▲0.02	0.97 ▲0.02	1.01 0.04	1.02 0.01	1.01 ▲0.01	1.02 0.01	1.00 ▲0.02	0.99 ▲0.01
近畿計	1.16 0.10	1.19 0.03	1.14 ▲0.05	1.16 0.00	1.15 ▲0.01	1.15 0.00	1.17 0.02	1.15 ▲0.02	1.12 ▲0.03	1.11 ▲0.01	1.13 0.02	1.12 ▲0.01	1.14 0.02	1.15 0.01	1.15 0.00	1.16 0.01

【就業地別】有効求人倍率(季節調整値)

	4年	5年	6年	5年 12月	6年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
兵庫県	1.14 0.12	1.16 0.02	1.14 ▲0.02	1.14 ▲0.01	1.14 0.00	1.14 0.00	1.15 0.01	1.14 ▲0.01	1.12 ▲0.02	1.10 ▲0.02	1.14 0.04	1.15 0.01	1.14 ▲0.01	1.15 0.01	1.14 ▲0.01	1.13 ▲0.01
近畿計	1.12 0.11	1.17 0.05	1.13 ▲0.04	1.13 ▲0.01	1.13 0.00	1.13 0.00	1.14 0.01	1.13 ▲0.01	1.10 ▲0.03	1.10 0.00	1.12 0.02	1.13 0.01	1.13 0.00	1.14 0.01	1.14 0.00	1.15 0.01

※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。下段は前月差(前年差)。各年は原数値。
※令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(注) 受理地別求人数: 各地域(府県)内のハローワークで受理した求人数
就業地別求人数: 全国のハローワークで受理した求人のうち就業地が各地域(府県)内の求人数
〔 受理地別有効求人倍率=受理地別有効求人数/各地域(府県)内の有効求職者数 〕
〔 就業地別有効求人倍率=就業地別有効求人数/各地域(府県)内の有効求職者数 〕

前年同月との比較(原数値)

1 新規求人・新規求職の動き

新規求人数は27,316人で、前年同月比6.1%減と5か月連続減少し、
新規求職者数は11,500人で、前年同月比1.9%減と8か月連続して減少しました。

2 有効求人・有効求職の動き

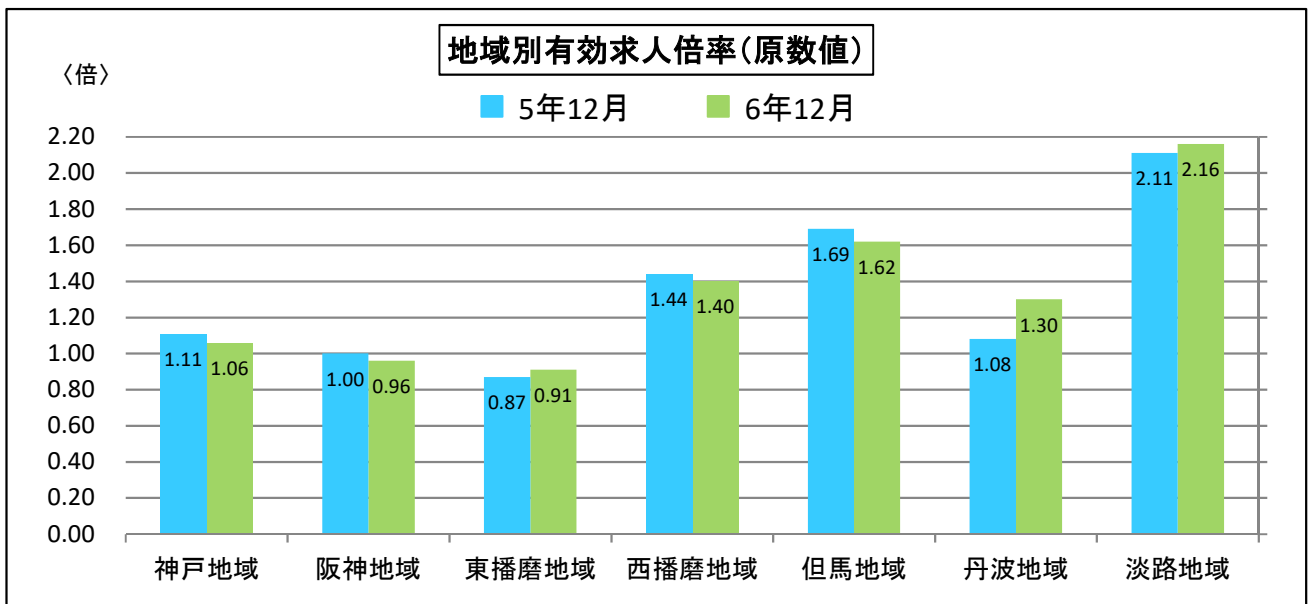
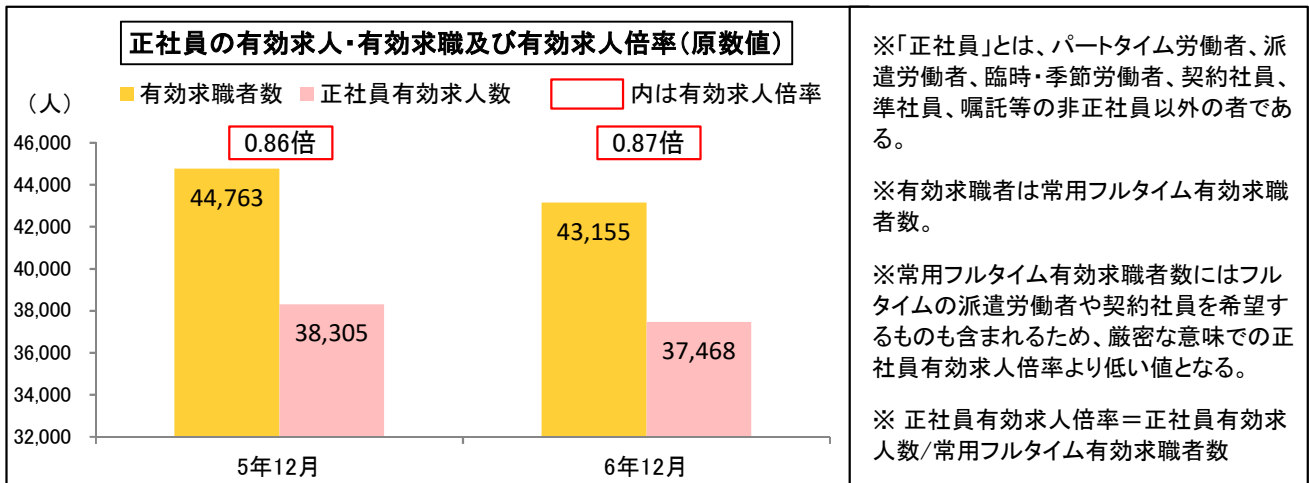
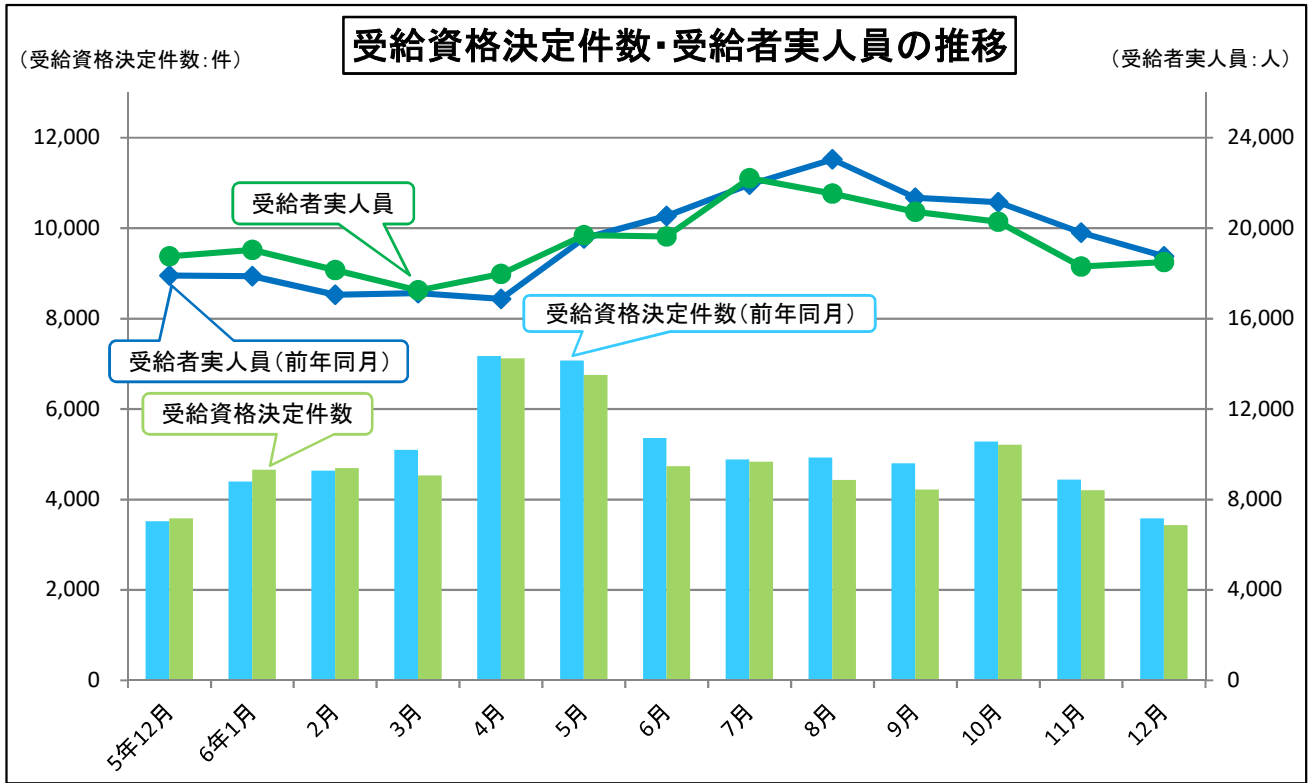
有効求人数は81,751人で、前年同月比3.6%減と10か月連続して減少し、
有効求職者数は74,461人で、前年同月比1.7%減と10か月連続して減少しました。

第3表 求人・求職・求人倍率等の状況(時系列)(原数値)

	新規求人数		新規求職者数		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		雇用保険 被保険者数 前年度(前年 同月)比
		前年度(前 年同月)比		前年度(前 年同月)比		前年度(前 年同月)比		前年度(前 年同月)比	前年度差		
令和4年	29,919	7.9	16,301	1.6	86,375	9.1	85,660	0.9	1.01	0.08	▲ 0.3
令和5年	28,931	▲ 3.3	16,000	▲ 1.8	83,748	▲ 3.0	82,163	▲ 4.1	1.02	0.01	▲ 0.03
令和6年	28,069	▲ 3.0	15,573	▲ 2.7	81,671	▲ 2.5	80,990	▲ 1.4	1.01	▲ 0.01	▲ 0.2
5年12月	29,099	0.9	11,724	0.5	84,819	▲ 3.1	75,779	▲ 0.1			▲ 0.03
6年 1月	31,315	▲ 0.3	16,581	1.5	84,796	▲ 2.6	76,374	0.4			0.1
2月	29,459	1.7	16,135	▲ 1.8	87,113	0.8	78,796	0.9			0.1
3月	28,151	▲ 5.1	15,661	▲ 7.6	85,635	▲ 0.9	80,605	▲ 1.0			0.1
4月	27,599	▲ 4.2	22,571	1.9	81,693	▲ 2.4	86,192	▲ 0.3			▲ 0.3
5月	26,041	▲ 0.7	17,348	▲ 1.5	78,439	▲ 3.2	87,743	▲ 0.3			▲ 0.4
6月	26,766	▲ 8.6	14,685	▲ 8.7	77,185	▲ 4.8	86,641	▲ 1.1			▲ 0.1
7月	29,461	2.0	15,109	▲ 0.6	79,481	▲ 1.8	82,947	▲ 2.0			▲ 0.02
8月	25,906	▲ 3.0	13,709	▲ 8.8	79,227	▲ 2.9	80,076	▲ 4.2			0.1
9月	27,323	▲ 6.8	14,714	▲ 1.7	80,294	▲ 2.7	79,574	▲ 3.0			▲ 0.1
10月	31,458	▲ 1.4	15,886	▲ 0.9	82,589	▲ 2.6	80,304	▲ 2.8			▲ 0.02
11月	26,033	▲ 3.1	12,974	▲ 3.9	81,854	▲ 3.3	78,171	▲ 2.0			▲ 0.3
12月	27,316	▲ 6.1	11,500	▲ 1.9	81,751	▲ 3.6	74,461	▲ 1.7			▲ 0.2

※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。各年は月平均値(ただし、雇用保険被保険者数は期末現在の数値)。

▲は減少である。



第4表 地域別新規求人・新規求職・有効求人倍率の状況(原数値)

○ 地域別新規求人数

	令和4年	令和5年	令和6年	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
神戸	9,701 3.8	9,545 ▲ 1.6	9,301 ▲ 2.6	9,822 4.8	10,697 6.0	10,092 5.8	9,546 ▲ 2.4	8,878 ▲ 7.7	8,505 ▲ 1.1	8,723 ▲ 9.7	10,238 6.4	8,679 ▲ 1.4	8,486 ▲ 10.7	10,680 1.3	8,423 ▲ 5.9	8,659 ▲ 11.8
阪神	6,950 9.8	6,681 ▲ 3.9	6,219 ▲ 6.9	6,568 ▲ 6.8	6,652 ▲ 7.6	6,650 ▲ 3.2	6,298 ▲ 11.3	5,900 ▲ 9.2	6,291 7.8	5,940 ▲ 13.4	5,911 ▲ 9.1	5,792 ▲ 8.8	6,477 ▲ 6.8	6,497 ▲ 13.2	5,929 ▲ 0.2	6,285 ▲ 4.3
東播磨	4,567 7.5	4,314 ▲ 5.5	4,210 ▲ 2.4	4,225 2.3	4,704 ▲ 4.9	4,366 ▲ 3.1	3,874 ▲ 10.6	4,299 0.9	3,664 ▲ 13.9	3,940 ▲ 4.1	4,379 0.2	3,999 0.6	4,133 3.1	4,761 2.4	4,215 2.2	4,182 ▲ 1.0
西播磨	5,342 9.7	5,363 0.4	5,425 1.2	5,449 1.9	6,165 7.4	5,250 5.1	5,500 0.5	5,805 2.3	4,846 3.0	5,251 ▲ 5.4	5,875 6.6	4,730 1.0	5,430 ▲ 4.2	6,204 0.5	4,725 ▲ 0.3	5,319 ▲ 2.4
但馬	1,647 15.8	1,445 ▲ 12.3	1,407 ▲ 2.7	1,405 12.0	1,442 ▲ 8.0	1,543 9.6	1,355 ▲ 6.4	1,356 4.5	1,239 ▲ 5.3	1,389 ▲ 4.8	1,549 18.2	1,362 ▲ 2.4	1,288 ▲ 15.1	1,618 1.1	1,459 ▲ 10.4	1,278 ▲ 9.0
丹波	756 10.5	660 ▲ 12.7	663 0.3	757 ▲ 13.3	759 ▲ 18.6	577 ▲ 8.0	699 7.9	521 ▲ 17.7	603 ▲ 2.6	745 10.9	653 ▲ 2.4	617 13.4	698 1.9	747 27.7	551 ▲ 0.5	780 3.0
淡路	955 13.7	922 ▲ 3.4	846 ▲ 8.2	873 5.8	896 ▲ 2.5	981 ▲ 4.0	879 ▲ 0.6	840 0.7	893 0.1	778 ▲ 19.3	856 ▲ 5.1	727 ▲ 24.2	811 ▲ 18.2	951 7.5	731 ▲ 22.2	813 ▲ 6.9

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月比(前年比)、各年は月平均値。

○ 地域別新規求職者数

	令和4年	令和5年	令和6年	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
神戸	5,387 2.8	5,091 ▲ 5.5	4,963 ▲ 2.5	3,746 ▲ 2.6	5,289 1.0	5,209 ▲ 4.7	4,952 ▲ 9.4	7,108 0.4	5,428 ▲ 1.1	4,547 ▲ 8.9	4,801 2.5	4,555 ▲ 8.3	4,628 ▲ 3.9	5,145 4.0	4,157 ▲ 1.3	3,741 ▲ 0.1
阪神	4,133 0.8	4,102 ▲ 0.8	3,979 ▲ 3.0	2,953 ▲ 0.6	4,114 ▲ 1.4	4,096 ▲ 1.2	3,874 ▲ 10.8	5,954 2.5	4,579 ▲ 1.1	3,695 ▲ 7.9	3,927 1.5	3,442 ▲ 8.5	3,786 0.5	4,084 ▲ 3.7	3,286 ▲ 6.7	2,916 ▲ 1.3
東播磨	2,919 0.4	2,966 1.6	2,886 ▲ 2.7	2,214 8.9	3,055 3.7	3,044 ▲ 0.1	3,102 0.1	4,114 0.6	3,208 ▲ 1.6	2,586 ▲ 14.5	2,829 0.6	2,494 ▲ 8.3	2,759 ▲ 1.3	3,003 ▲ 3.7	2,356 ▲ 4.7	2,081 ▲ 6.0
西播磨	2,585 1.4	2,578 ▲ 0.3	2,530 ▲ 1.9	1,824 ▲ 0.7	2,738 4.3	2,473 ▲ 2.0	2,463 ▲ 8.6	3,511 4.7	2,806 ▲ 2.1	2,785 ▲ 1.6	2,455 ▲ 9.1	2,152 ▲ 10.8	2,436 1.8	2,482 0.3	2,146 ▲ 4.4	1,916 5.0
但馬	606 4.5	603 ▲ 0.6	578 ▲ 4.1	477 ▲ 1.6	645 ▲ 0.9	623 3.0	562 ▲ 8.8	871 ▲ 3.4	620 ▲ 5.9	522 ▲ 10.3	515 ▲ 3.4	503 ▲ 7.5	519 ▲ 2.8	604 4.0	534 ▲ 2.6	414 ▲ 13.2
丹波	335 ▲ 2.3	346 3.4	339 ▲ 2.0	268 12.1	382 7.3	343 ▲ 2.0	339 ▲ 11.5	542 5.7	395 3.1	319 ▲ 6.7	318 ▲ 0.3	306 0.7	319 ▲ 1.2	306 ▲ 13.6	283 8.8	219 ▲ 18.3
淡路	336 6.3	314 ▲ 6.4	297 ▲ 5.5	242 ▲ 3.2	358 4.7	347 19.7	369 7.6	471 16.3	312 ▲ 6.6	231 ▲ 25.7	264 ▲ 5.4	257 ▲ 20.9	267 ▲ 21.5	262 ▲ 18.6	212 ▲ 10.5	213 ▲ 12.0

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月比(前年比)、各年は月平均値。

○ 地域別有効求人倍率

	令和4年	令和5年	令和6年	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
神戸	0.97 0.02	1.01 0.04	1.00 ▲ 0.01	1.11 ▲ 0.03	1.11 0.00	1.13 0.05	1.07 0.04	0.95 ▲ 0.01	0.88 ▲ 0.04	0.87 ▲ 0.06	0.95 ▲ 0.01	0.98 0.01	0.98 0.00	1.00 0.00	1.01 ▲ 0.03	1.06 ▲ 0.05
阪神	0.86 0.07	0.90 0.04	0.89 ▲ 0.01	1.00 0.02	0.97 ▲ 0.02	0.98 0.00	0.96 0.02	0.83 ▲ 0.02	0.80 0.01	0.79 ▲ 0.01	0.83 0.00	0.84 ▲ 0.03	0.88 ▲ 0.03	0.90 ▲ 0.04	0.93 ▲ 0.03	0.96 ▲ 0.04
東播磨	0.89 0.08	0.83 ▲ 0.06	0.79 ▲ 0.04	0.87 ▲ 0.13	0.88 ▲ 0.11	0.86 ▲ 0.09	0.81 ▲ 0.10	0.73 ▲ 0.07	0.68 ▲ 0.09	0.71 ▲ 0.05	0.75 ▲ 0.04	0.79 0.00	0.79 0.00	0.82 0.03	0.86 0.04	0.91 0.04
西播磨	1.26 0.12	1.29 0.03	1.31 0.02	1.44 ▲ 0.01	1.41 ▲ 0.05	1.40 ▲ 0.01	1.37 0.04	1.27 0.01	1.20 0.01	1.15 ▲ 0.01	1.21 0.04	1.29 0.07	1.34 0.06	1.36 0.04	1.36 0.01	1.40 ▲ 0.04
但馬	1.56 0.27	1.42 ▲ 0.14	1.49 0.07	1.69 0.07	1.64 0.09	1.57 0.17	1.50 0.11	1.36 0.10	1.28 0.06	1.30 0.07	1.49 0.23	1.60 0.20	1.54 0.04	1.52 ▲ 0.06	1.55 ▲ 0.14	1.62 ▲ 0.07
丹波	1.18 0.13	1.03 ▲ 0.15	1.06 0.03	1.08 ▲ 0.29	1.16 ▲ 0.26	1.11 ▲ 0.10	0.95 ▲ 0.18	0.85 ▲ 0.07	0.87 ▲ 0.03	0.95 0.03	1.05 0.05	1.09 0.15	1.14 0.16	1.22 0.30	1.18 0.19	1.30 0.22
淡路	1.91 0.24	1.94 0.03	1.82 ▲ 0.12	2.11 ▲ 0.04	2.01 ▲ 0.03	1.90 ▲ 0.12	1.81 ▲ 0.15	1.60 ▲ 0.19	1.58 ▲ 0.14	1.65 ▲ 0.19	1.80 ▲ 0.15	1.77 ▲ 0.21	1.81 ▲ 0.16	1.93 0.03	1.96 ▲ 0.10	2.16 0.05

(注)パートタイムを含む全数、下段は前年同月差(前年差)。

第5表 - 1 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除く 原数値）

令和6年12月

産 業	新規求人数 (人)			対前年同月比 (%)			対前年同月差 (人)		
	全 数	一 般	パートタイム	全 数	一 般	パートタイム	全 数	一 般	パートタイム
合 計	27,316	15,776	11,540	▲ 6.1	▲ 6.5	▲ 5.6	▲ 1,783	▲ 1,104	▲ 679
A B 農、林、漁業(01~04)	95	42	53	33.8	▲ 12.5	130.4	24	▲ 6	30
C 鉱業、採石業、砂利採取業(05)	3	3	0	▲ 50.0	▲ 50.0	-	▲ 3	▲ 3	0
D 建設業(06~08)	1,950	1,826	124	▲ 5.7	▲ 4.8	▲ 16.8	▲ 118	▲ 93	▲ 25
(06 総合工事業)	993	934	59	▲ 1.7	1.5	▲ 34.4	▲ 17	14	▲ 31
E 製造業(09~32)	2,585	2,005	580	▲ 11.3	▲ 8.0	▲ 20.9	▲ 328	▲ 175	▲ 153
09 食料品製造業	542	274	268	9.5	3.0	17.0	47	8	39
10 飲料・たばこ・飼料製造業	89	71	18	20.3	39.2	▲ 21.7	15	20	▲ 5
11 繊維工業	50	32	18	▲ 18.0	▲ 15.8	▲ 21.7	▲ 11	▲ 6	▲ 5
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	35	29	6	12.9	38.1	▲ 40.0	4	8	▲ 4
13 家具・装備品製造業	13	10	3	▲ 40.9	▲ 41.2	▲ 40.0	▲ 9	▲ 7	▲ 2
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	64	51	13	0.0	21.4	▲ 40.9	0	9	▲ 9
15 印刷・関連産業	63	47	16	16.7	11.9	33.3	9	5	4
16 化学工業	164	140	24	▲ 38.6	▲ 9.1	▲ 78.8	▲ 103	▲ 14	▲ 89
17 石油製品・石炭製品製造業	1	1	0	▲ 50.0	▲ 50.0	-	▲ 1	▲ 1	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	120	100	20	1.7	20.5	▲ 42.9	2	17	▲ 15
19 ゴム製品製造業	39	38	1	▲ 4.9	22.6	▲ 90.0	▲ 2	7	▲ 9
21 窯業・土石製品製造業	74	73	1	▲ 6.3	1.4	▲ 85.7	▲ 5	1	▲ 6
22 鉄鋼業	134	122	12	▲ 9.5	▲ 15.3	200.0	▲ 14	▲ 22	8
23 非鉄金属製造業	55	51	4	77.4	104.0	▲ 33.3	24	26	▲ 2
24 金属製品製造業	288	251	37	▲ 5.6	▲ 7.7	12.1	▲ 17	▲ 21	4
25 はん用機械器具製造業	176	158	18	▲ 27.3	▲ 25.1	▲ 41.9	▲ 66	▲ 53	▲ 13
26 生産用機械器具製造業	112	104	8	▲ 16.4	▲ 18.1	14.3	▲ 22	▲ 23	1
27 業務用機械器具製造業	33	27	6	6.5	17.4	▲ 25.0	2	4	▲ 2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	51	43	8	▲ 5.6	2.4	▲ 33.3	▲ 3	1	▲ 4
29 電気機械器具製造業	193	161	32	▲ 36.3	▲ 32.1	▲ 51.5	▲ 110	▲ 76	▲ 34
30 情報通信機械器具製造業	36	25	11	2.9	▲ 13.8	83.3	1	▲ 4	5
31 輸送用機械器具製造業	189	160	29	▲ 9.6	▲ 11.1	0.0	▲ 20	▲ 20	0
20.32 その他の製造業	64	37	27	▲ 43.4	▲ 47.9	▲ 35.7	▲ 49	▲ 34	▲ 15
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	34	30	4	(▲ 8.1)	(▲ 6.3)	(▲ 20.0)	(▲ 3)	(▲ 2)	(▲ 1)
G 情報通信業(37~41)	171	149	22	▲ 29.9	▲ 23.2	▲ 56.0	▲ 73	▲ 45	▲ 28
(39 情報サービス業)	147	133	14	▲ 31.6	▲ 25.7	▲ 61.1	▲ 68	▲ 46	▲ 22
H 運輸業、郵便業(42~49)	1,253	951	302	(▲ 8.1)	(▲ 2.7)	(▲ 22.0)	(▲ 111)	(▲ 26)	(▲ 85)
I 卸売業、小売業(50~61)	3,063	1,645	1,418	(1.8)	(▲ 4.7)	(10.6)	(55)	(▲ 81)	(136)
50~55 卸売業	720	498	222	(▲ 6.9)	(▲ 6.2)	(▲ 8.3)	(▲ 53)	(▲ 33)	(▲ 20)
56~61 小売業	2,343	1,147	1,196	(4.8)	(▲ 4.0)	(15.0)	(108)	(▲ 48)	(156)
(56 各種商品小売業)	435	72	363	(210.7)	(105.7)	(245.7)	(295)	(37)	(258)
J 金融業、保険業(62~67)	146	89	57	10.6	2.3	26.7	14	2	12
K 不動産業、物品賃貸業(68~70)	500	362	138	▲ 11.2	▲ 10.4	▲ 13.2	▲ 63	▲ 42	▲ 21
L 学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	681	517	164	5.4	6.4	2.5	35	31	4
M 宿泊業、飲食サービス業(75~77)	1,127	321	806	▲ 40.0	▲ 59.8	▲ 25.2	▲ 750	▲ 478	▲ 272
(75 宿泊業)	333	109	224	▲ 28.2	▲ 31.4	▲ 26.6	▲ 131	▲ 50	▲ 81
(76 飲食店)	685	187	498	▲ 48.4	▲ 69.3	▲ 30.5	▲ 642	▲ 423	▲ 219
N 生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	564	228	336	▲ 18.6	▲ 31.1	▲ 7.2	▲ 129	▲ 103	▲ 26
O 教育、学習支援業(81,82)	486	258	228	▲ 20.2	▲ 8.8	▲ 30.1	▲ 123	▲ 25	▲ 98
P 医療、福祉(83~85)	9,304	4,551	4,753	(▲ 1.2)	(1.0)	(▲ 3.2)	(▲ 114)	(44)	(▲ 158)
(83 医療業)	2,687	1,523	1,164	(1.6)	(4.9)	(▲ 2.4)	(42)	(71)	(▲ 29)
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,588	3,021	3,567	(▲ 2.4)	(▲ 0.7)	(▲ 3.8)	(▲ 163)	(▲ 22)	(▲ 141)
Q 複合サービス事業(86,87)	154	86	68	▲ 24.1	▲ 27.7	▲ 19.0	▲ 49	▲ 33	▲ 16
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	3,946	2,501	1,445	(3.7)	(0.9)	(9.1)	(142)	(22)	(120)
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97,98,99)	1,254	212	1,042	▲ 13.1	▲ 30.0	▲ 8.6	▲ 189	▲ 91	▲ 98

(注) 1.令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の

「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

2.対前年同月比及び対前年同月差については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3.全数は「一般(一般常用+臨時・季節)」+「パートタイム(常用的パートタイム+臨時的パートタイム)」。

第5表-2 主要産業別、規模別一般新規求人状況（原数値）

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和6年12月

産 業 ・ 規 模		全 数	一 般	一 般 常 用	臨 時 ・ 季 節	パ ー ト 時 間	
合 計（全 産 業）		27,316	15,776	14,357	1,419	11,540	
新 規 求 人	D 建設業	1,950	1,826	1,807	19	124	
	E 製造業	2,585	2,005	1,928	77	580	
	G 情報通信業	171	149	141	8	22	
	H 運輸業、郵便業	1,253	951	900	51	302	
	I 卸売業、小売業	3,063	1,645	1,529	116	1,418	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	681	517	482	35	164	
	M 宿泊業、飲食サービス業	1,127	321	311	10	806	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	564	228	225	3	336	
	O 教育、学習支援業	486	258	248	10	228	
	P 医療、福祉	9,304	4,551	4,441	110	4,753	
	R サービス業(他に分類されないもの)	3,946	2,501	1,592	909	1,445	
	(企業規模別)						
	△	29人以下	6,710	4,126	4,038	88	2,584
△	30～99人	4,922	2,984	2,809	175	1,938	
△	100～299人	5,216	3,235	2,763	472	1,981	
▽	300～499人	2,192	1,241	1,045	196	951	
	500～999人	2,351	1,338	1,144	194	1,013	
	1,000人以上	5,925	2,852	2,558	294	3,073	
合 計（全 産 業）		▲ 6.1	▲ 6.5	▲ 7.7	6.8	▲ 5.6	
対 前 年 同 月 比	D 建設業	▲ 5.7	▲ 4.8	▲ 4.7	▲ 13.6	▲ 16.8	
	E 製造業	▲ 11.3	▲ 8.0	▲ 8.3	0.0	▲ 20.9	
	G 情報通信業	▲ 29.9	▲ 23.2	▲ 19.4	▲ 57.9	▲ 56.0	
	H 運輸業、郵便業	(▲ 8.1)	(▲ 2.7)	(▲ 2.9)	(2.0)	(▲ 22.0)	
	I 卸売業、小売業	(1.8)	(▲ 4.7)	(▲ 6.4)	(24.7)	(10.6)	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	5.4	6.4	5.7	16.7	2.5	
	M 宿泊業、飲食サービス業	▲ 40.0	▲ 59.8	▲ 60.0	▲ 52.4	▲ 25.2	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	▲ 18.6	▲ 31.1	▲ 29.9	▲ 70.0	▲ 7.2	
	O 教育、学習支援業	▲ 20.2	▲ 8.8	▲ 5.0	▲ 54.5	▲ 30.1	
	P 医療、福祉	(▲ 1.2)	(1.0)	(1.3)	(▲ 10.6)	(▲ 3.2)	
	R サービス業(他に分類されないもの)	(3.7)	(0.9)	(▲ 6.1)	(16.1)	(9.1)	
	(企業規模別)						
	△	29人以下	▲ 3.4	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 18.5	▲ 6.2
△	30～99人	▲ 11.6	▲ 11.1	▲ 13.1	41.1	▲ 12.3	
%	100～299人	▲ 7.5	▲ 11.5	▲ 13.2	0.0	▲ 0.3	
▽	300～499人	0.6	▲ 1.0	▲ 5.2	29.8	2.8	
	500～999人	0.8	3.8	1.1	23.6	▲ 2.9	
	1,000人以上	▲ 8.0	▲ 9.1	▲ 9.3	▲ 7.3	▲ 6.9	

○ 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）

(%)

産 業	6年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
合 計（全 産 業）	▲ 0.3	1.7	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 0.7	▲ 8.6	2.0	▲ 3.0	▲ 6.8	▲ 1.4	▲ 3.1	▲ 6.1	
全 数	D 建設業	8.9	12.6	▲ 11.1	▲ 2.7	▲ 5.5	▲ 20.1	▲ 7.5	▲ 13.0	▲ 9.1	▲ 5.9	▲ 8.2	▲ 5.7
	E 製造業	▲ 13.9	▲ 13.6	▲ 3.0	▲ 13.9	▲ 6.0	▲ 5.2	▲ 1.0	▲ 4.8	1.9	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 11.3
	G 情報通信業	22.3	▲ 18.5	▲ 20.5	30.2	▲ 21.0	▲ 26.0	26.6	▲ 16.1	▲ 35.4	40.4	▲ 17.5	▲ 29.9
	H 運輸業、郵便業	20.6	▲ 11.3	▲ 14.7	(12.4)	(▲ 3.2)	(▲ 21.7)	(▲ 10.7)	(15.6)	(▲ 12.9)	(▲ 7.0)	(24.1)	(▲ 8.1)
	I 卸売業、小売業	▲ 2.9	▲ 0.6	▲ 6.1	(▲ 21.1)	(▲ 6.7)	(▲ 10.0)	(▲ 12.3)	(▲ 7.4)	(▲ 1.6)	(▲ 11.8)	(▲ 8.8)	(1.8)
	L 学術研究、専門・技術サービス業	28.0	16.9	▲ 27.0	19.5	▲ 3.1	▲ 4.1	9.0	▲ 13.8	▲ 5.8	1.0	▲ 6.1	5.4
	M 宿泊業、飲食サービス業	26.7	64.4	8.0	31.2	49.7	▲ 8.7	21.8	31.9	▲ 18.2	8.2	▲ 19.8	▲ 40.0
	N 生活関連サービス業、娯楽業	▲ 3.0	▲ 4.9	▲ 30.4	▲ 13.4	11.7	▲ 6.7	4.9	8.9	▲ 32.2	20.8	▲ 2.8	▲ 18.6
	O 教育、学習支援業	▲ 1.1	▲ 28.2	22.4	5.7	▲ 2.7	40.1	5.7	▲ 12.6	▲ 0.2	▲ 2.4	24.9	▲ 20.2
	P 医療、福祉	▲ 2.3	4.1	0.5	(▲ 7.8)	(▲ 2.7)	(▲ 2.9)	(6.0)	(▲ 3.2)	(▲ 4.6)	(3.9)	(▲ 2.5)	(▲ 1.2)
	R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 3.7	▲ 5.0	▲ 11.3	(▲ 4.5)	(2.0)	(▲ 14.4)	(▲ 1.7)	(▲ 7.0)	(▲ 9.6)	(▲ 2.5)	(3.3)	(3.7)
	合 計（全 産 業）	2.3	1.0	▲ 2.5	▲ 1.6	▲ 0.8	▲ 5.6	▲ 0.8	▲ 2.6	▲ 4.9	▲ 0.7	▲ 2.1	▲ 6.5
	一 般	D 建設業	9.7	15.6	▲ 11.2	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 21.0	▲ 7.8	▲ 11.4	▲ 9.2	▲ 5.4	▲ 7.7
E 製造業		▲ 15.6	▲ 12.7	▲ 2.6	▲ 9.3	▲ 7.8	▲ 1.4	▲ 0.9	▲ 5.9	5.5	1.3	▲ 6.7	▲ 8.0
G 情報通信業		21.2	▲ 13.8	▲ 27.4	49.0	▲ 18.4	▲ 23.3	23.2	▲ 15.6	▲ 32.1	44.5	▲ 20.0	▲ 23.2
H 運輸業、郵便業		23.8	▲ 9.5	▲ 17.7	(10.8)	(▲ 6.5)	(▲ 24.4)	(▲ 15.7)	(18.5)	(▲ 10.6)	(▲ 12.6)	(22.4)	(▲ 2.7)
I 卸売業、小売業		▲ 2.9	▲ 8.3	▲ 14.8	(▲ 15.0)	(▲ 2.8)	(▲ 4.8)	(▲ 16.2)	(▲ 1.9)	(1.6)	(▲ 15.0)	(▲ 5.0)	(▲ 4.7)
L 学術研究、専門・技術サービス業		24.0	14.3	▲ 21.3	10.5	▲ 11.7	▲ 2.3	13.8	▲ 5.4	2.8	▲ 5.2	▲ 5.1	6.4
M 宿泊業、飲食サービス業		87.1	73.6	64.9	66.0	50.3	39.9	14.5	44.7	▲ 6.9	19.4	▲ 30.8	▲ 59.8
N 生活関連サービス業、娯楽業		▲ 9.0	▲ 13.1	▲ 24.0	▲ 6.5	14.4	▲ 8.9	1.4	3.6	▲ 44.1	22.4	10.5	▲ 31.1
O 教育、学習支援業		▲ 10.5	▲ 29.6	50.5	1.8	23.9	77.6	▲ 2.0	▲ 3.1	2.9	▲ 5.0	43.8	▲ 8.8
P 医療、福祉		▲ 4.0	7.6	5.6	(▲ 7.6)	(▲ 1.0)	(▲ 0.3)	(3.9)	(2.0)	(▲ 1.7)	(5.8)	(▲ 0.3)	(1.0)
R サービス業(他に分類されないもの)		▲ 1.7	▲ 5.6	▲ 2.3	(▲ 5.3)	(0.5)	(▲ 7.9)	(▲ 1.9)	(▲ 14.0)	(▲ 8.5)	(3.6)	(6.4)	(0.9)

(注) 1.令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

2.対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

3.全数は「一般（一般常用＋臨時・季節）」＋「パートタイム（常用的パートタイム＋臨時的パートタイム）」

第6表 企業規模別一般新規求人の推移(新規学卒者を除く 原数値)

	令和4年	令和5年	令和6年	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
29人以下	8,600 5.7	7,858 ▲ 8.6	7,531 ▲ 4.2	6,946 ▲ 7.0	8,198 2.1	8,150 ▲ 1.3	7,824 ▲ 7.1	7,495 ▲ 4.3	6,958 ▲ 6.8	7,363 ▲ 11.1	8,148 7.4	6,729 ▲ 9.3	7,562 ▲ 7.7	8,519 1.8	6,713 ▲ 10.4	6,710 ▲ 3.4
30~99人	6,158 7.4	5,816 ▲ 5.5	5,449 ▲ 6.3	5,565 ▲ 1.5	5,980 ▲ 0.8	5,711 ▲ 7.3	5,654 ▲ 9.7	5,294 ▲ 10.0	5,041 ▲ 7.2	5,076 ▲ 13.4	6,046 2.4	5,071 ▲ 5.4	5,325 ▲ 12.6	6,298 5.1	4,975 ▲ 5.3	4,922 ▲ 11.6
100~299人	6,163 14.4	5,777 ▲ 6.3	5,379 ▲ 6.9	5,641 ▲ 15.4	6,020 ▲ 10.3	5,491 0.8	5,394 ▲ 12.6	5,140 ▲ 5.0	4,988 ▲ 8.2	5,147 ▲ 18.4	5,596 3.0	4,881 ▲ 10.8	5,418 ▲ 8.9	6,240 3.5	5,015 ▲ 5.8	5,216 ▲ 7.5
300~499人	2,112 12.9	2,265 7.3	2,202 ▲ 2.8	2,178 18.6	2,463 ▲ 4.8	2,086 ▲ 3.0	1,923 ▲ 15.5	2,183 ▲ 7.3	2,198 10.7	2,388 4.0	2,156 ▲ 9.6	2,044 6.5	2,368 5.2	2,243 ▲ 26.4	2,179 24.5	2,192 0.6
500~999人	2,155 12.8	2,283 5.9	2,240 ▲ 1.9	2,332 3.7	2,409 ▲ 18.3	2,277 ▲ 3.1	2,018 ▲ 10.7	2,220 2.4	1,973 ▲ 6.9	1,956 ▲ 7.7	2,605 12.0	2,127 ▲ 0.8	2,073 ▲ 11.1	2,848 28.5	2,021 ▲ 3.2	2,351 0.8
1,000人以上	4,732 0.5	4,931 4.2	5,268 6.8	6,437 29.3	6,245 22.5	5,744 25.0	5,338 24.4	5,267 1.8	4,883 29.1	4,836 9.9	4,910 ▲ 6.6	5,054 15.0	4,577 1.4	5,310 ▲ 15.3	5,130 3.4	5,925 ▲ 8.0

※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。上段は原数値、下段は前年同月比(前年比)。各年は月平均値。

第7表 新規求職者の状況(態様別)

	令和4年	令和5年	令和6年	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新規求職者数計	9,588 ▲ 0.2	9,491 ▲ 1.0	9,133 ▲ 3.8	7,254 2.1	10,049 1.3	9,821 ▲ 1.1	9,452 ▲ 7.9	12,343 1.4	9,763 ▲ 1.7	8,246 ▲ 12.2	9,050 ▲ 0.3	8,352 ▲ 9.3	8,691 ▲ 3.6	9,292 ▲ 2.6	7,596 ▲ 7.2	6,938 ▲ 4.4
在職者	2,788 1.7	2,622 ▲ 6.0	2,468 ▲ 5.9	2,201 ▲ 0.5	2,977 ▲ 1.5	3,271 ▲ 1.4	2,883 ▲ 6.5	2,434 ▲ 1.3	2,485 ▲ 0.6	2,242 ▲ 17.4	2,229 ▲ 3.0	2,299 ▲ 10.7	2,414 ▲ 1.3	2,317 ▲ 7.8	2,061 ▲ 11.5	2,006 ▲ 8.9
離職者	6,090 ▲ 1.2	6,202 1.8	5,988 ▲ 3.5	4,561 3.4	6,385 1.9	5,873 ▲ 0.4	5,820 ▲ 7.5	9,010 1.6	6,554 ▲ 2.4	5,355 ▲ 11.5	6,125 ▲ 0.5	5,472 ▲ 9.0	5,615 ▲ 5.2	6,306 ▲ 1.0	4,928 ▲ 7.3	4,411 ▲ 3.3
定年等退職者	206 0.4	212 2.8	214 0.8	143 13.5	208 ▲ 4.6	209 17.4	182 ▲ 13.7	512 2.6	241 7.1	163 ▲ 4.7	194 ▲ 3.5	181 7.1	158 ▲ 3.7	205 3.0	162 ▲ 1.8	148 3.5
事業主都合離職者	1,388 ▲ 13.6	1,433 3.3	1,346 ▲ 6.1	1,130 9.6	1,396 3.4	1,282 0.2	1,300 ▲ 6.3	2,343 ▲ 4.9	1,460 ▲ 7.3	1,197 ▲ 15.0	1,374 ▲ 10.7	1,134 ▲ 6.5	1,075 ▲ 9.3	1,466 0.5	1,036 ▲ 14.2	1,084 ▲ 4.1
自己都合離職者	4,324 3.2	4,411 2.0	4,280 ▲ 3.0	3,176 2.0	4,636 2.2	4,231 ▲ 1.7	4,179 ▲ 7.9	5,957 3.6	4,714 ▲ 1.0	3,854 ▲ 10.5	4,397 3.0	4,013 ▲ 10.7	4,232 ▲ 4.6	4,479 ▲ 1.8	3,601 ▲ 5.2	3,072 ▲ 3.3
無業者	709 1.3	667 ▲ 6.0	677 1.5	492 1.4	687 9.4	677 ▲ 5.8	749 ▲ 16.1	899 6.9	724 1.7	649 4.0	696 11.9	581 ▲ 6.9	662 3.1	669 2.0	607 11.4	521 5.9

※下段は前年同月比(前年比)。各年は月平均値。

※一般常用労働者(新規学卒者、パート、臨時・季節を除く)の数値(原数値)を計上。

※「無業者」には、(1)家事、育児等従事者、(2)その他を計上し、離職後1年を超える者を含む。

〈参考 表1 - 1〉 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）（原数値）

令和6年12月

項 目		6年 12月	6年 11月	5年 12月	対前年同月 増減比、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減比、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数(人)	74,461	78,171	75,779	▲ 1.7	0.5
	2 新規求職申込件数(件)	11,500	12,974	11,724	▲ 1.9	3.6
	3 月間有効求人数(人)	81,751	81,854	84,819	▲ 3.6	▲ 0.6
	4 新規求人数(人)	27,316	26,033	29,099	▲ 6.1	0.7
	5 就職件数(件)	3,101	3,341	3,388	▲ 8.5	/
	6 充足数(件)	2,794	3,015	3,067	▲ 8.9	
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	1.10	1.05	1.12	▲ 0.02	—
	季節調整値	0.99	1.00	1.01	—	▲ 0.01
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	2.38	2.01	2.48	▲ 0.10	—
	季節調整値	1.74	1.79	1.81	—	▲ 0.05
9 就職率(5/2*100)(%)	27.0	25.8	28.9	▲ 1.9	/	
10 充足率(6/4*100)(%)	10.2	11.6	10.5	▲ 0.3		
常 用 計	11 月間有効求職者数(人)	74,209	77,911	75,505	▲ 1.7	/
	12 新規求職申込件数(件)	11,450	12,926	11,670	▲ 1.9	
	13 月間有効求人数(人)	73,884	74,571	76,621	▲ 3.6	
	14 新規求人数(人)	24,040	23,678	25,479	▲ 5.6	
	15 就職件数(件)	2,723	3,038	3,003	▲ 9.3	
	16 充足数(件)	2,459	2,742	2,722	▲ 9.7	
	17 有効求人倍率(13/11)(倍)	1.00	0.96	1.01	▲ 0.01	
	18 新規求人倍率(14/12)(倍)	2.10	1.83	2.18	▲ 0.08	
	19 就職率(15/12*100)(%)	23.8	23.5	25.7	▲ 2.0	
	20 充足率(16/14*100)(%)	10.2	11.6	10.7	▲ 0.5	

(注) 1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

なお、令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. ▲は減少である。

〈参考 表1-2〉 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く) (原数値)

令和6年12月

項 目		6年 12月	6年 11月	5年 12月	対前年同月 増減比、差 (%、ポイント)
一般常用 (パートタイムを除く)	1 月間有効求職者数(人)	43,155	45,204	44,763	▲ 3.6
	2 新規求職申込件数(件)	6,938	7,596	7,254	▲ 4.4
	3 月間有効求人数(人)	44,478	45,109	45,956	▲ 3.2
	4 新規求人数(人)	14,357	14,529	15,551	▲ 7.7
	5 就職件数(件)	1,341	1,505	1,607	▲ 16.6
	6 充足数(件)	1,240	1,364	1,439	▲ 13.8
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	1.03	1.00	1.03	0.00
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	2.07	1.91	2.14	▲ 0.07
	9 就職率(5/2*100)(%)	19.3	19.8	22.2	▲ 2.8
	10 充足率(6/4*100)(%)	8.6	9.4	9.3	▲ 0.6
正社員	11 月間有効求人数(人)	37,468	38,102	38,305	▲ 2.2
	12 新規求人数(人)	12,033	12,215	12,724	▲ 5.4
	13 就職件数(件)	1,113	1,221	1,346	▲ 17.3
	14 充足数(件)	1,030	1,117	1,202	▲ 14.3
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.87	0.84	0.86	0.01
	16 充足率(14/12*100)(%)	8.6	9.1	9.4	▲ 0.9
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数(人)	31,054	32,707	30,742	1.0
	18 新規求職申込件数(人)	4,512	5,330	4,416	2.2
	19 月間有効求人数(人)	29,406	29,462	30,665	▲ 4.1
	20 新規求人数(人)	9,683	9,149	9,928	▲ 2.5
	21 就職件数(件)	1,382	1,533	1,396	▲ 1.0
	22 充足数(件)	1,219	1,378	1,283	▲ 5.0
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	0.95	0.90	1.00	▲ 0.05
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	2.15	1.72	2.25	▲ 0.10
	25 就職率(21/18*100)(%)	30.6	28.8	31.6	▲ 1.0
	26 充足率(22/20*100)(%)	12.6	15.1	12.9	▲ 0.3

1. ▲は減少である。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

〈参考 表1-3〉 常用求人・求職バランスシート(常用的パート含む)

【令和6年12月】

職業分類	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	充足数
A管理的職業従事者	146	250	0.58	3
B専門的・技術的職業従事者	17,577	10,274	1.71	326
07製造技術者(開発)	619	389	1.59	5
08製造技術者(開発を除く)	479	804	0.60	16
09建築・土木・測量技術者	1,716	424	4.05	17
10情報処理・通信技術者	763	1,187	0.64	5
11その他の技術者	108	84	1.29	1
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	531	283	1.88	7
13保健師、助産師、看護師	4,217	1,814	2.32	98
14医療技術者	1,950	548	3.56	23
15その他の保健医療従事者	920	448	2.05	13
16社会福祉専門職業従事者	4,900	1,721	2.85	105
22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	150	1,116	0.13	9
05.06.17～21.23.24その他の専門的職業	1,224	1,456	0.84	27
C事務従事者	7,279	18,469	0.39	509
25一般事務従事者	5,029	15,357	0.33	355
26会計事務従事者	713	1,241	0.57	46
27生産関連事務従事者	445	445	1.00	28
28営業・販売事務従事者	587	833	0.70	48
29外勤事務従事者	17	11	1.55	1
30運輸・郵便事務従事者	260	93	2.80	11
31事務用機器操作員	228	489	0.47	20
D販売従事者	7,065	4,074	1.73	129
32商品販売従事者	4,217	2,476	1.70	90
33販売類似職業従事者	266	94	2.83	1
34営業職業従事者	2,582	1,504	1.72	38
Eサービス職業従事者	17,078	6,836	2.50	412
35家庭生活支援サービス職業従事者	150	31	4.84	8
36介護サービス職業従事者	8,571	2,017	4.25	140
37保健医療サービス職業従事者	1,242	348	3.57	51
38生活衛生サービス職業従事者	680	480	1.42	11
39飲食物調理従事者	3,291	1,666	1.98	110
40接客・給仕職業従事者	1,968	1,021	1.93	41
41居住施設・ビル等管理人	158	578	0.27	18
42その他のサービス職業従事者	1,018	695	1.46	33
F保安職業従事者	3,015	523	5.76	77
G農林漁業従事者	373	354	1.05	24
H生産工程従事者	6,923	4,261	1.62	307
49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	191	144	1.33	6
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	220	129	1.71	8
51機械組立設備制御・監視従事者	70	122	0.57	1
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	1,506	723	2.08	76
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	2,207	1,242	1.78	128
54機械組立従事者	615	721	0.85	34
55機械整備・修理従事者	1,313	281	4.67	22
56製品検査従事者(金属製品)	100	76	1.32	2
57製品検査従事者(金属製品を除く)	187	111	1.68	9
58機械検査従事者	119	62	1.92	3
59生産関連・生産類似作業従事者	395	650	0.61	18
I輸送・機械運転従事者	4,080	2,323	1.76	157
60鉄道運転従事者	5	10	0.50	0
61自動車運転従事者	3,217	1,483	2.17	120
62船舶・航空機運転従事者	2	1	2.00	0
63その他の輸送従事者	293	375	0.78	17
64定置・建設機械運転従事者	563	454	1.24	20
J建設・探掘従事者	3,491	634	5.51	59
65建設躯体工事従事者	658	76	8.66	5
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	956	211	4.53	14
67電気工事従事者	630	216	2.92	12
68土木作業従事者	1,241	130	9.55	28
69探掘従事者	6	1	6.00	0
K運搬・清掃・包装等従事者	6,857	9,271	0.74	456
70運搬従事者	1,907	1,912	1.00	103
71清掃従事者	2,581	1,819	1.42	171
72包装従事者	254	283	0.90	31
73その他の運搬・清掃・包装等従事者	2,115	5,257	0.40	151
分類不能の職業	0	16,940	0.00	0
職業計	73,884	74,209	1.00	2,459

参考

IT関連職業合計	1,862	2,125	0.88	47
福祉関連職業合計	17,288	4,876	3.55	328
福祉関連職業のうち介護関係	11,741	2,728	4.30	216

※ 数値は原数値

〈参考 表1-4〉 一般職業紹介状況(全数)(新規学卒者を除く)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数	充足数
	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整値	実 数	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整 対前月 増減率	実 数 対前年同月 増減率	季節調整値	実 数	実 数 対前年同月 増減率	実 数 対前年同月 増減率
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%	%
令和4年	—	0.9	—	9.1	—	1.01	—	1.6	—	7.9	—	1.84	▲ 1.0	▲ 3.4
令和5年	—	▲ 4.1	—	▲ 3.0	—	1.02	—	▲ 1.8	—	▲ 3.3	—	1.81	0.3	▲ 0.7
令和6年	—	▲ 1.4	—	▲ 2.5	—	1.01	—	▲ 2.7	—	▲ 3.0	—	1.80	▲ 4.0	▲ 3.9
3年 12月	1.3	6.8	1.6	5.2	0.91	0.99	▲ 1.1	10.0	5.9	5.3	1.76	2.31	▲ 0.8	▲ 3.8
4年 1月	0.3	8.8	2.4	8.3	0.93	1.02	0.2	12.2	▲ 0.6	14.3	1.75	1.86	3.2	▲ 0.6
2月	▲ 1.0	7.7	1.6	9.1	0.96	1.03	▲ 6.6	2.3	▲ 0.9	3.5	1.86	1.80	▲ 2.0	▲ 4.4
3月	▲ 0.4	5.6	0.9	7.7	0.97	1.00	6.6	0.3	3.0	3.1	1.79	1.69	▲ 4.5	▲ 7.1
4月	▲ 0.9	3.5	▲ 0.2	7.4	0.97	0.92	▲ 1.5	1.3	1.3	11.3	1.84	1.33	▲ 7.8	▲ 9.1
5月	▲ 0.2	5.1	1.7	10.6	0.99	0.90	0.8	21.5	▲ 1.3	13.6	1.81	1.54	2.2	▲ 0.3
6月	▲ 1.2	4.2	1.4	12.0	1.02	0.93	0.9	4.8	1.5	9.1	1.82	1.83	2.7	▲ 0.1
7月	▲ 1.1	2.3	▲ 0.1	10.5	1.03	0.98	▲ 3.5	▲ 3.1	1.1	10.4	1.90	2.03	0.2	▲ 3.1
8月	▲ 1.4	▲ 1.2	0.2	10.8	1.05	1.02	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 4.1	10.1	1.85	1.84	3.6	0.0
9月	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.7	7.6	1.05	1.04	2.9	0.4	2.2	2.3	1.84	1.94	1.5	▲ 2.0
10月	▲ 0.3	▲ 5.0	0.1	10.2	1.05	1.07	▲ 1.0	▲ 5.2	1.1	6.3	1.88	2.04	1.6	▲ 1.0
11月	▲ 0.8	▲ 6.6	▲ 0.2	8.4	1.06	1.10	▲ 3.3	▲ 7.6	1.2	10.8	1.96	2.15	▲ 4.3	▲ 4.9
12月	▲ 0.7	▲ 8.3	▲ 0.7	6.7	1.06	1.15	1.1	▲ 5.2	▲ 5.4	1.6	1.84	2.47	▲ 5.0	▲ 5.8
5年 1月	▲ 0.3	▲ 8.7	▲ 1.3	2.7	1.05	1.14	▲ 1.1	▲ 6.3	▲ 1.3	▲ 3.1	1.83	1.92	▲ 5.6	▲ 6.5
2月	0.4	▲ 7.0	▲ 1.5	▲ 0.2	1.03	1.11	0.4	4.0	▲ 1.4	1.7	1.80	1.76	5.4	5.4
3月	▲ 0.2	▲ 7.5	▲ 0.5	▲ 1.7	1.02	1.06	0.04	▲ 6.5	1.0	▲ 3.2	1.82	1.75	3.6	1.7
4月	▲ 0.04	▲ 6.8	0.03	▲ 1.8	1.02	0.97	2.6	▲ 2.7	0.5	▲ 4.6	1.78	1.30	▲ 2.5	▲ 4.2
5月	0.1	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 3.3	1.02	0.92	▲ 1.3	1.1	▲ 1.4	▲ 2.3	1.78	1.49	3.2	1.9
6月	0.7	▲ 4.3	▲ 0.1	▲ 5.0	1.01	0.93	▲ 1.0	▲ 4.7	1.5	▲ 5.3	1.83	1.82	1.6	▲ 3.5
7月	0.5	▲ 2.6	▲ 0.2	▲ 4.6	1.01	0.96	2.4	1.5	0.5	▲ 4.9	1.79	1.90	▲ 2.7	▲ 3.6
8月	▲ 0.1	▲ 1.7	▲ 0.2	▲ 5.8	1.00	0.98	▲ 1.0	▲ 2.5	▲ 1.1	▲ 5.7	1.79	1.78	0.0	▲ 0.4
9月	▲ 0.4	▲ 1.4	0.2	▲ 4.5	1.01	1.01	▲ 2.1	▲ 3.5	0.2	▲ 2.4	1.83	1.96	▲ 0.8	▲ 1.1
10月	▲ 0.4	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 4.4	1.01	1.03	▲ 0.1	0.3	1.4	▲ 1.9	1.86	1.99	▲ 1.5	▲ 1.0
11月	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 4.6	1.01	1.06	2.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 8.6	1.77	1.99	▲ 2.4	▲ 2.2
12月	0.4	▲ 0.1	0.4	▲ 3.1	1.01	1.12	1.7	0.5	3.8	0.9	1.81	2.48	4.2	3.8
6年 1月	▲ 0.4	0.4	0.04	▲ 2.6	1.02	1.11	▲ 4.5	1.5	▲ 3.8	▲ 0.3	1.82	1.89	▲ 1.6	▲ 0.4
2月	1.3	0.9	2.7	0.8	1.03	1.11	4.8	▲ 1.8	7.1	1.7	1.87	1.83	1.8	0.6
3月	▲ 1.8	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.9	1.04	1.06	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 4.1	▲ 5.1	1.92	1.80	▲ 9.9	▲ 10.6
4月	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 3.2	▲ 2.4	1.01	0.95	2.5	1.9	▲ 7.2	▲ 4.2	1.73	1.22	2.7	2.7
5月	1.4	▲ 0.3	▲ 1.2	▲ 3.2	0.99	0.89	4.0	▲ 1.5	2.1	▲ 0.7	1.70	1.50	1.2	1.7
6月	0.6	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 4.8	0.97	0.89	▲ 4.6	▲ 8.7	▲ 0.2	▲ 8.6	1.78	1.82	▲ 13.4	▲ 11.6
7月	▲ 2.7	▲ 2.0	1.2	▲ 1.8	1.01	0.96	▲ 4.0	▲ 0.6	0.5	2.0	1.86	1.95	0.1	1.2
8月	▲ 0.3	▲ 4.2	0.5	▲ 2.9	1.02	0.99	3.0	▲ 8.8	3.6	▲ 3.0	1.87	1.89	▲ 4.8	▲ 5.3
9月	0.5	▲ 3.0	▲ 0.1	▲ 2.7	1.01	1.01	5.2	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 6.8	1.75	1.86	▲ 6.3	▲ 7.3
10月	▲ 1.0	▲ 2.8	▲ 0.8	▲ 2.6	1.02	1.03	▲ 4.9	▲ 0.9	▲ 1.8	▲ 1.4	1.81	1.98	1.4	2.4
11月	1.1	▲ 2.0	▲ 0.1	▲ 3.3	1.00	1.05	0.9	▲ 3.9	0.2	▲ 3.1	1.79	2.01	▲ 7.9	▲ 8.8
12月	0.5	▲ 1.7	▲ 0.6	▲ 3.6	0.99	1.10	3.6	▲ 1.9	0.7	▲ 6.1	1.74	2.38	▲ 8.5	▲ 8.9

(注)1. パートタイムを含む全数。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。

なお、令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

〈参考表1-5〉 雇用形態別就職件数の推移

	全数	一般		一般のうち 常用		パート		
		うち受給者	うち受給者	うち受給者	うち受給者	うち受給者	うち受給者	
4年	45,703	12,661	22,411	7,523	21,175	7,113	23,292	5,138
5年	45,848	12,751	22,254	7,721	21,137	7,331	23,594	5,030
6年	44,028	12,455	20,562	7,373	19,459	6,999	23,466	5,082
4年 12月	3,253	942	1,581	561	1,475	523	1,672	381
5年 1月	2,949	861	1,492	525	1,403	492	1,457	336
2月	3,831	1,020	1,845	615	1,731	573	1,986	405
3月	5,189	1,211	2,461	702	2,339	662	2,728	509
4月	4,001	970	1,904	605	1,812	577	2,097	365
5月	3,975	1,047	1,854	629	1,769	604	2,121	418
6月	4,193	1,200	2,047	730	1,957	696	2,146	470
7月	3,557	1,067	1,726	656	1,626	613	1,831	411
8月	3,467	1,068	1,802	668	1,710	634	1,665	400
9月	3,806	1,137	1,820	660	1,741	636	1,986	477
10月	3,865	1,125	1,868	656	1,778	632	1,997	469
11月	3,627	1,047	1,728	642	1,664	617	1,899	405
12月	3,388	998	1,707	633	1,607	595	1,681	365
6年 1月	2,901	816	1,460	513	1,364	488	1,441	303
2月	3,900	1,029	1,781	610	1,669	574	2,119	419
3月	4,675	1,200	2,162	709	2,054	672	2,513	491
4月	4,110	980	1,941	600	1,823	568	2,169	380
5月	4,022	1,066	1,795	613	1,710	592	2,227	453
6月	3,632	1,027	1,645	609	1,567	582	1,987	418
7月	3,561	1,069	1,664	604	1,568	571	1,897	465
8月	3,301	1,055	1,593	602	1,507	568	1,708	453
9月	3,565	1,122	1,698	678	1,619	646	1,867	444
10月	3,919	1,170	1,813	687	1,732	661	2,106	483
11月	3,341	1,002	1,582	620	1,505	583	1,759	382
12月	3,101	919	1,428	528	1,341	494	1,673	391
4年	▲ 1.0	▲ 2.4	▲ 3.8	▲ 5.2	▲ 4.1	▲ 5.1	1.9	2.0
5年	0.3	0.7	▲ 0.7	2.6	▲ 0.2	3.1	1.3	▲ 2.1
6年	▲ 4.0	▲ 2.3	▲ 7.6	▲ 4.5	▲ 7.9	▲ 4.5	▲ 0.5	1.0
4年 12月	▲ 5.0	▲ 9.7	▲ 10.9	▲ 13.4	▲ 10.9	▲ 13.6	1.3	▲ 3.5
5年 1月	▲ 5.6	▲ 6.2	▲ 11.4	▲ 7.1	▲ 9.9	▲ 5.7	1.2	▲ 4.8
2月	5.4	5.3	2.6	9.2	2.1	9.4	8.1	▲ 0.2
3月	3.6	▲ 2.7	1.1	▲ 4.9	2.2	▲ 3.8	5.9	0.4
4月	▲ 2.5	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 3.4	▲ 4.9	▲ 3.7	0.3	▲ 5.9
5月	3.2	4.7	0.1	4.0	▲ 0.1	2.2	6.0	5.8
6月	1.6	4.6	6.7	11.6	7.9	12.6	▲ 2.8	▲ 4.7
7月	▲ 2.7	0.7	▲ 7.3	4.3	▲ 8.2	2.2	2.1	▲ 4.6
8月	0.0	▲ 2.2	2.2	2.5	2.5	3.9	▲ 2.2	▲ 9.1
9月	▲ 0.8	2.2	▲ 1.1	4.8	▲ 0.6	6.4	▲ 0.6	▲ 1.0
10月	▲ 1.5	1.4	0.5	▲ 1.5	0.3	▲ 1.3	▲ 3.2	5.6
11月	▲ 2.4	▲ 0.5	▲ 4.4	1.3	▲ 2.5	2.8	▲ 0.6	▲ 3.1
12月	4.2	5.9	8.0	12.8	8.9	13.8	0.5	▲ 4.2
6年 1月	▲ 1.6	▲ 5.2	▲ 2.1	▲ 2.3	▲ 2.8	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 9.8
2月	1.8	0.9	▲ 3.5	▲ 0.8	▲ 3.6	0.2	6.7	3.5
3月	▲ 9.9	▲ 0.9	▲ 12.1	1.0	▲ 12.2	1.5	▲ 7.9	▲ 3.5
4月	2.7	1.0	1.9	▲ 0.8	0.6	▲ 1.6	3.4	4.1
5月	1.2	1.8	▲ 3.2	▲ 2.5	▲ 3.3	▲ 2.0	5.0	8.4
6月	▲ 13.4	▲ 14.4	▲ 19.6	▲ 16.6	▲ 19.9	▲ 16.4	▲ 7.4	▲ 11.1
7月	0.1	0.2	▲ 3.6	▲ 7.9	▲ 3.6	▲ 6.9	3.6	13.1
8月	▲ 4.8	▲ 1.2	▲ 11.6	▲ 9.9	▲ 11.9	▲ 10.4	2.6	13.3
9月	▲ 6.3	▲ 1.3	▲ 6.7	2.7	▲ 7.0	1.6	▲ 6.0	▲ 6.9
10月	1.4	4.0	▲ 2.9	4.7	▲ 2.6	4.6	5.5	3.0
11月	▲ 7.9	▲ 4.3	▲ 8.4	▲ 3.4	▲ 9.6	▲ 5.5	▲ 7.4	▲ 5.7
12月	▲ 8.5	▲ 7.9	▲ 16.3	▲ 16.6	▲ 16.6	▲ 17.0	▲ 0.5	7.1

下段は前年同月比(前年比)。

〈参考 表1-6〉 正社員の職業紹介状況

年 月	全体の有効求人倍率 (季節調整値)	正社員有効求人倍率	新規求人数(全数)					充足数			充足率		
			合計	正社員	非正社員	構成比		合計	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員
						正社員	非正社員						
4年	-	0.79	359,033	161,744	197,289	45.0	55.0	41,959	15,937	26,022	11.7	9.9	13.2
5年	-	0.80	347,167	156,627	190,540	45.1	54.9	41,645	15,616	26,029	12.0	10.0	13.7
6年	-	0.80	336,828	153,104	183,724	45.5	54.5	40,016	14,538	25,478	11.9	9.5	13.9
4年 12月	1.06	0.90	28,849	12,857	15,992	44.6	55.4	2,956	1,144	1,812	10.2	8.9	11.3
5年 1月	1.05	0.86	31,398	13,448	17,950	42.8	57.2	2,659	1,085	1,574	8.5	8.1	8.8
2月	1.03	0.83	28,965	12,841	16,124	44.3	55.7	3,571	1,267	2,304	12.3	9.9	14.3
3月	1.02	0.80	29,674	13,324	16,350	44.9	55.1	4,783	1,611	3,172	16.1	12.1	19.4
4月	1.02	0.76	28,822	12,923	15,899	44.8	55.2	3,646	1,336	2,310	12.7	10.3	14.5
5月	1.02	0.74	26,216	12,095	14,121	46.1	53.9	3,609	1,325	2,284	13.8	11.0	16.2
6月	1.01	0.76	29,269	13,548	15,721	46.3	53.7	3,690	1,405	2,285	12.6	10.4	14.5
7月	1.01	0.78	28,891	13,428	15,463	46.5	53.5	3,201	1,237	1,964	11.1	9.2	12.7
8月	1.00	0.78	26,712	12,144	14,568	45.5	54.5	3,133	1,248	1,885	11.7	10.3	12.9
9月	1.01	0.80	29,329	13,700	15,629	46.7	53.3	3,472	1,312	2,160	11.8	9.6	13.8
10月	1.01	0.80	31,918	14,064	17,854	44.1	55.9	3,507	1,331	2,176	11.0	9.5	12.2
11月	1.01	0.83	26,874	12,388	14,486	46.1	53.9	3,307	1,257	2,050	12.3	10.1	14.2
12月	1.01	0.86	29,099	12,724	16,375	43.7	56.3	3,067	1,202	1,865	10.5	9.4	11.4
6年 1月	1.02	0.84	31,315	13,830	17,485	44.2	55.8	2,648	1,020	1,628	8.5	7.4	9.3
2月	1.03	0.84	29,459	13,088	16,371	44.4	55.6	3,591	1,248	2,343	12.2	9.5	14.3
3月	1.04	0.82	28,151	12,769	15,382	45.4	54.6	4,274	1,451	2,823	15.2	11.4	18.4
4月	1.01	0.76	27,599	12,453	15,146	45.1	54.9	3,746	1,361	2,385	13.6	10.9	15.7
5月	0.99	0.73	26,041	12,126	13,915	46.6	53.4	3,671	1,327	2,344	14.1	10.9	16.8
6月	0.97	0.74	26,766	12,429	14,337	46.4	53.6	3,261	1,156	2,105	12.2	9.3	14.7
7月	1.01	0.78	29,461	13,328	16,133	45.2	54.8	3,240	1,198	2,042	11.0	9.0	12.7
8月	1.02	0.80	25,906	12,048	13,858	46.5	53.5	2,968	1,139	1,829	11.5	9.5	13.2
9月	1.01	0.81	27,323	12,669	14,654	46.4	53.6	3,218	1,179	2,039	11.8	9.3	13.9
10月	1.02	0.82	31,458	14,116	17,342	44.9	55.1	3,590	1,312	2,278	11.4	9.3	13.1
11月	1.00	0.84	26,033	12,215	13,818	46.9	53.1	3,015	1,117	1,898	11.6	9.1	13.7
12月	0.99	0.87	27,316	12,033	15,283	44.1	55.9	2,794	1,030	1,764	10.2	8.6	11.5
4年	-	0.08	7.9	9.2	6.8	0.5	▲ 0.5	▲ 3.4	▲ 5.6	▲ 2.0	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.2
5年	-	0.01	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 3.4	0.1	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 2.0	0.0	0.3	0.1	0.5
6年	-	0.00	▲ 3.0	▲ 2.2	▲ 3.6	0.4	▲ 0.4	▲ 3.9	▲ 6.9	▲ 2.1	▲ 0.1	▲ 0.5	0.2
4年 12月	0.00	0.14	1.6	1.2	1.9	▲ 0.1	0.1	▲ 5.8	▲ 11.0	▲ 2.2	▲ 0.8	▲ 1.2	▲ 0.5
5年 1月	▲ 0.01	0.09	▲ 3.1	▲ 7.6	0.6	▲ 2.1	2.1	▲ 6.5	▲ 11.8	▲ 2.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3
2月	▲ 0.02	0.05	1.7	1.9	1.6	0.0	0.0	5.4	▲ 1.7	9.7	0.4	▲ 0.4	1.1
3月	▲ 0.01	0.04	▲ 3.2	▲ 1.6	▲ 4.5	0.7	▲ 0.7	1.7	0.1	2.5	0.8	0.2	1.3
4月	0.00	0.04	▲ 4.6	▲ 4.4	▲ 4.8	0.1	▲ 0.1	▲ 4.2	▲ 2.9	▲ 4.9	0.1	0.2	▲ 0.0
5月	0.00	0.02	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 3.5	0.6	▲ 0.6	1.9	▲ 2.2	4.5	0.6	▲ 0.1	1.2
6月	▲ 0.01	0.01	▲ 5.3	▲ 4.9	▲ 5.6	0.2	▲ 0.2	▲ 3.5	0.3	▲ 5.6	0.2	0.5	▲ 0.0
7月	0.00	▲ 0.01	▲ 4.9	▲ 2.8	▲ 6.6	1.0	▲ 1.0	▲ 3.6	▲ 5.6	▲ 2.2	0.2	▲ 0.3	0.6
8月	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 5.7	▲ 5.3	▲ 6.0	0.2	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 3.3	1.6	0.6	0.2	1.0
9月	0.01	▲ 0.01	▲ 2.4	▲ 1.5	▲ 3.1	0.4	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.2	▲ 0.4	0.2	▲ 0.1	0.4
10月	0.00	▲ 0.03	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 2.8	0.6	▲ 0.6	▲ 1.0	2.0	▲ 2.8	0.1	0.3	0.0
11月	0.00	▲ 0.03	▲ 8.6	▲ 8.2	▲ 8.9	0.2	▲ 0.2	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 2.1	0.8	0.6	1.0
12月	0.00	▲ 0.04	0.9	▲ 1.0	2.4	▲ 0.9	0.9	3.8	5.1	2.9	0.3	0.5	0.1
6年 1月	0.01	▲ 0.02	▲ 0.3	2.8	▲ 2.6	1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	▲ 6.0	3.4	▲ 0.0	▲ 0.7	0.5
2月	0.01	0.01	1.7	1.9	1.5	0.1	▲ 0.1	0.6	▲ 1.5	1.7	▲ 0.1	▲ 0.3	0.0
3月	0.01	0.02	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 5.9	0.5	▲ 0.5	▲ 10.6	▲ 9.9	▲ 11.0	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.0
4月	▲ 0.03	0.00	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 4.7	0.3	▲ 0.3	2.7	1.9	3.2	0.9	0.6	1.2
5月	▲ 0.02	▲ 0.01	▲ 0.7	0.3	▲ 1.5	0.5	▲ 0.5	1.7	0.2	2.6	0.3	▲ 0.0	0.7
6月	▲ 0.02	▲ 0.02	▲ 8.6	▲ 8.3	▲ 8.8	0.1	▲ 0.1	▲ 11.6	▲ 17.7	▲ 7.9	▲ 0.4	▲ 1.1	0.1
7月	0.04	0.00	2.0	▲ 0.7	4.3	▲ 1.3	1.3	1.2	▲ 3.2	4.0	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.04
8月	0.01	0.02	▲ 3.0	▲ 0.8	▲ 4.9	1.0	▲ 1.0	▲ 5.3	▲ 8.7	▲ 3.0	▲ 0.3	▲ 0.8	0.3
9月	▲ 0.01	0.01	▲ 6.8	▲ 7.5	▲ 6.2	▲ 0.3	0.3	▲ 7.3	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 0.1	▲ 0.3	0.1
10月	0.01	0.02	▲ 1.4	0.4	▲ 2.9	0.8	▲ 0.8	2.4	▲ 1.4	4.7	0.4	▲ 0.2	0.9
11月	▲ 0.02	0.01	▲ 3.1	▲ 1.4	▲ 4.6	0.8	▲ 0.8	▲ 8.8	▲ 11.1	▲ 7.4	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 0.4
12月	▲ 0.01	0.01	▲ 6.1	▲ 5.4	▲ 6.7	0.4	▲ 0.4	▲ 8.9	▲ 14.3	▲ 5.4	▲ 0.3	▲ 0.9	0.2

(注)

1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数
 なお、常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 充足率=充足数/新規求人数
3. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の正社員ではない者である。
4. 全体の有効求人倍率は季節調整値(令和5年12月以前の季節調整値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている)。その他はすべて原数値。
5. 全体の有効求人倍率は前月差、求人数及び充足数については前年同月比(%)、正社員有効求人倍率、構成比及び充足率については前年同月差(ポイント)。

〈参考 表2-1〉 有効求人倍率の推移(季節調整済)(新規学卒者を除く)

1 有効求人倍率

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	兵庫県		全国	
														暦年平均	年度平均	暦年平均	年度平均
89年	元年	0.86	0.88	0.88	0.93	0.95	0.95	0.97	0.97	0.97	1.00	1.01	1.04	0.95	0.99	1.25	1.30
90年	2年	1.04	1.06	1.07	1.08	1.07	1.10	1.11	1.14	1.11	1.10	1.10	1.12	1.09	1.11	1.40	1.43
91年	3年	1.11	1.12	1.12	1.11	1.10	1.11	1.09	1.05	1.00	0.99	0.99	0.98	1.06	1.01	1.40	1.34
92年	4年	0.95	0.91	0.86	0.84	0.80	0.79	0.75	0.74	0.72	0.70	0.67	0.64	0.78	0.71	1.08	1.00
93年	5年	0.62	0.61	0.60	0.59	0.57	0.54	0.53	0.51	0.50	0.49	0.48	0.47	0.54	0.50	0.76	0.71
94年	6年	0.46	0.45	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.46	0.47	0.46	0.46	0.45	0.45	0.46	0.64	0.64
95年	7年	0.45	0.50	0.48	0.49	0.47	0.46	0.46	0.48	0.49	0.51	0.50	0.49	0.48	0.50	0.63	0.64
96年	8年	0.52	0.54	0.58	0.61	0.62	0.63	0.64	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.61	0.62	0.70	0.72
97年	9年	0.63	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60	0.59	0.57	0.56	0.54	0.53	0.51	0.58	0.54	0.72	0.69
98年	10年	0.48	0.45	0.43	0.42	0.41	0.39	0.37	0.37	0.36	0.35	0.35	0.35	0.39	0.37	0.53	0.50
99年	11年	0.36	0.35	0.35	0.32	0.33	0.34	0.35	0.34	0.36	0.37	0.38	0.38	0.35	0.37	0.48	0.49
00年	12年	0.39	0.40	0.41	0.41	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46	0.46	0.46	0.48	0.44	0.46	0.59	0.62
01年	13年	0.49	0.48	0.47	0.47	0.47	0.47	0.46	0.46	0.45	0.42	0.41	0.40	0.45	0.43	0.59	0.56
02年	14年	0.40	0.40	0.40	0.40	0.41	0.41	0.42	0.42	0.43	0.45	0.44	0.44	0.42	0.44	0.54	0.56
03年	15年	0.46	0.47	0.48	0.48	0.49	0.49	0.50	0.52	0.55	0.57	0.59	0.61	0.51	0.55	0.64	0.69
04年	16年	0.63	0.63	0.63	0.64	0.67	0.69	0.69	0.70	0.69	0.74	0.77	0.78	0.69	0.73	0.83	0.86
05年	17年	0.79	0.81	0.84	0.86	0.84	0.84	0.84	0.84	0.83	0.83	0.84	0.85	0.83	0.86	0.95	0.98
06年	18年	0.89	0.90	0.92	0.93	0.94	0.94	0.96	0.96	0.95	0.95	0.96	0.96	0.94	0.95	1.06	1.06
07年	19年	0.95	0.95	0.95	0.96	0.96	0.97	0.97	0.96	0.94	0.92	0.89	0.88	0.94	0.92	1.04	1.02
08年	20年	0.86	0.85	0.84	0.85	0.83	0.79	0.78	0.74	0.72	0.72	0.69	0.68	0.78	0.70	0.88	0.77
09年	21年	0.61	0.55	0.51	0.48	0.46	0.45	0.43	0.43	0.44	0.43	0.43	0.42	0.47	0.44	0.47	0.45
10年	22年	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.49	0.50	0.51	0.53	0.54	0.55	0.56	0.49	0.53	0.52	0.56
11年	23年	0.57	0.58	0.58	0.58	0.57	0.57	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.64	0.59	0.61	0.65	0.68
12年	24年	0.65	0.65	0.67	0.67	0.68	0.68	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.69	0.68	0.69	0.80	0.82
13年	25年	0.70	0.71	0.72	0.73	0.74	0.75	0.76	0.78	0.77	0.79	0.80	0.82	0.75	0.79	0.93	0.97
14年	26年	0.83	0.86	0.86	0.86	0.88	0.88	0.89	0.89	0.90	0.91	0.92	0.95	0.88	0.91	1.09	1.11
15年	27年	0.95	0.95	0.96	0.96	0.96	0.97	0.97	0.99	1.01	1.02	1.04	1.05	0.98	1.01	1.20	1.23
16年	28年	1.06	1.08	1.09	1.11	1.12	1.14	1.14	1.14	1.15	1.17	1.19	1.19	1.13	1.17	1.36	1.39
17年	29年	1.20	1.23	1.24	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.30	1.32	1.33	1.35	1.28	1.32	1.50	1.54
18年	30年	1.38	1.38	1.39	1.39	1.40	1.43	1.46	1.46	1.47	1.47	1.46	1.47	1.43	1.45	1.61	1.62
19年	元年	1.46	1.45	1.45	1.44	1.44	1.43	1.42	1.42	1.41	1.41	1.40	1.40	1.43	1.38	1.60	1.55
20年	2年	1.31	1.26	1.21	1.13	1.04	1.02	0.97	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93	1.04	0.97	1.18	1.10
21年	3年	0.94	0.93	0.94	0.94	0.94	0.95	0.96	0.94	0.93	0.90	0.91	0.91	0.93	0.94	1.13	1.16
22年	4年	0.93	0.96	0.97	0.97	0.99	1.02	1.03	1.05	1.05	1.05	1.06	1.06	1.01	1.03	1.28	1.31
23年	5年	1.05	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.31	1.29
24年	6年	1.02	1.03	1.04	1.01	0.99	0.97	1.01	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	1.01	-	1.25	-

(注)1. パートタイムを含む全数。各月は季節調整値、その他は原数値。

(注)2. 令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

〈参考 表2-2〉 新規求人倍率の推移(季節調整済)(新規学卒者を除く)

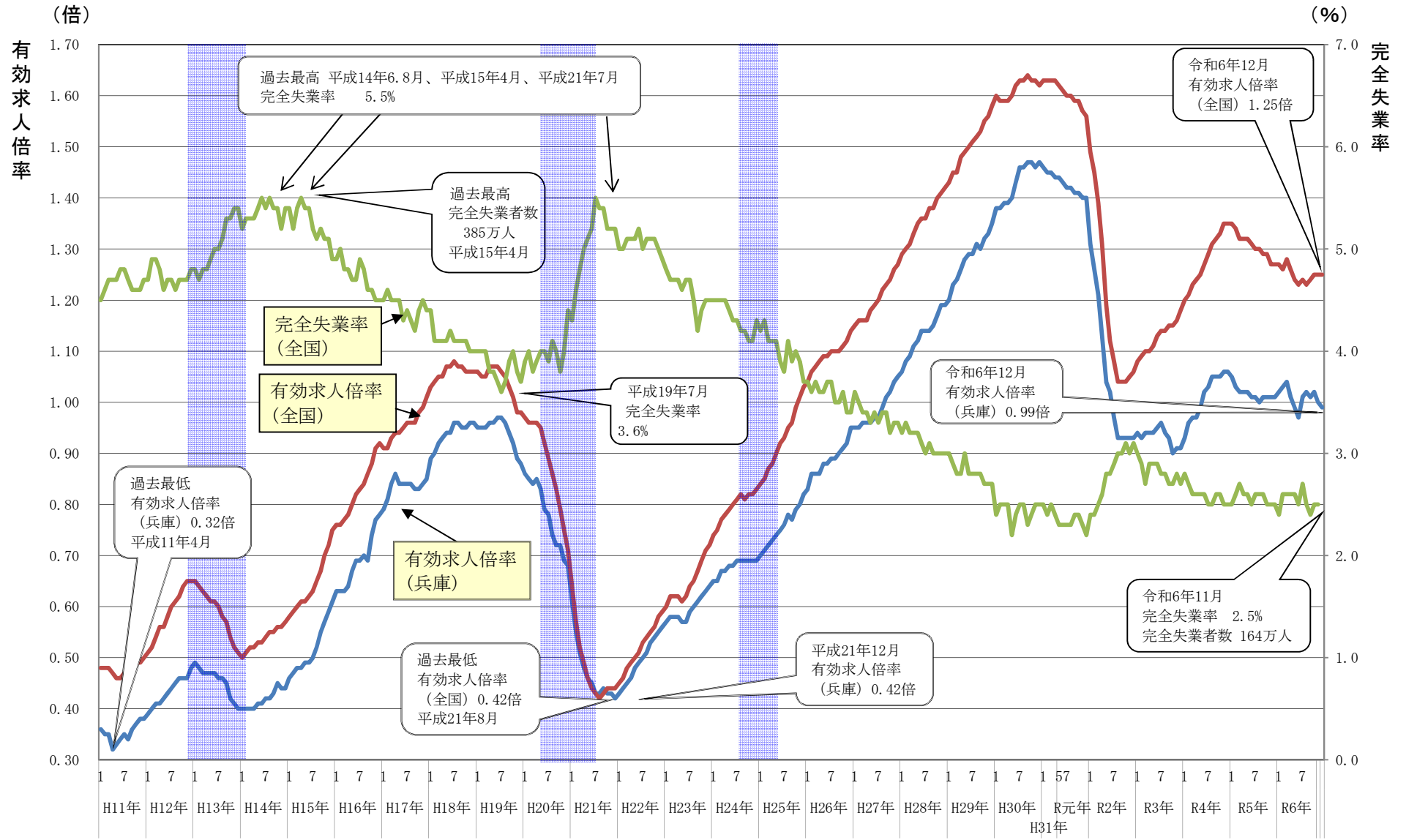
2 新規求人倍率

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	兵庫県		全国	
														暦年平均	年度平均	暦年平均	年度平均
89年	元年	1.51	1.49	1.46	1.65	1.58	1.62	1.68	1.53	1.57	1.68	1.69	1.66	1.58	1.65	1.85	1.93
90年	2年	1.85	1.73	1.69	1.79	1.82	1.88	1.82	1.88	1.88	1.78	1.80	1.94	1.82	1.84	2.07	2.11
91年	3年	1.84	1.94	1.90	1.74	1.89	1.87	1.68	1.62	1.59	1.57	1.68	1.57	1.74	1.62	2.05	1.95
92年	4年	1.47	1.43	1.37	1.35	1.33	1.29	1.19	1.25	1.19	1.05	1.09	1.10	1.25	1.15	1.61	1.49
93年	5年	1.05	1.00	1.08	0.94	0.91	0.90	0.88	0.82	0.87	0.84	0.83	0.80	0.91	0.85	1.20	1.13
94年	6年	0.82	0.78	0.78	0.84	0.80	0.78	0.84	0.83	0.82	0.78	0.79	0.76	0.80	0.81	1.08	1.07
95年	7年	0.82	0.84	0.81	0.85	0.99	0.97	0.97	1.04	1.00	1.05	1.03	0.91	0.92	1.01	1.06	1.09
96年	8年	1.06	1.09	1.12	1.02	1.16	1.09	1.09	1.08	1.04	1.08	1.20	1.07	1.09	1.09	1.19	1.22
97年	9年	1.08	1.10	1.05	1.06	1.04	1.03	1.00	0.95	0.95	0.94	0.90	0.86	1.00	0.91	1.20	1.13
98年	10年	0.78	0.76	0.76	0.73	0.69	0.69	0.66	0.65	0.65	0.65	0.63	0.61	0.69	0.66	0.92	0.89
99年	11年	0.64	0.64	0.63	0.70	0.56	0.60	0.64	0.60	0.64	0.71	0.67	0.71	0.65	0.67	0.87	0.90
00年	12年	0.73	0.74	0.72	0.76	0.78	0.73	0.87	0.78	0.80	0.85	0.84	0.86	0.78	0.80	1.05	1.08
01年	13年	0.84	0.79	0.78	0.83	0.81	0.82	0.79	0.80	0.77	0.68	0.70	0.70	0.78	0.74	1.01	0.96
02年	14年	0.62	0.72	0.68	0.67	0.72	0.74	0.70	0.76	0.75	0.76	0.72	0.72	0.71	0.75	0.93	0.96
03年	15年	0.82	0.84	0.82	0.81	0.80	0.81	0.86	0.89	0.92	0.94	0.95	0.99	0.86	0.90	1.07	1.12
04年	16年	0.97	0.98	1.00	1.07	1.09	1.09	1.02	1.10	1.07	1.22	1.26	1.22	1.08	1.17	1.29	1.35
05年	17年	1.28	1.37	1.32	1.26	1.32	1.29	1.33	1.27	1.26	1.18	1.40	1.28	1.29	1.30	1.46	1.49
06年	18年	1.38	1.42	1.36	1.35	1.43	1.39	1.39	1.38	1.41	1.40	1.48	1.48	1.39	1.40	1.56	1.56
07年	19年	1.35	1.39	1.44	1.39	1.40	1.40	1.41	1.43	1.28	1.36	1.25	1.31	1.37	1.34	1.52	1.47
08年	20年	1.29	1.26	1.23	1.28	1.15	1.15	1.12	1.09	1.03	1.09	0.96	0.94	1.14	1.01	1.25	1.08
09年	21年	0.85	0.75	0.81	0.80	0.75	0.76	0.76	0.76	0.81	0.77	0.73	0.76	0.78	0.77	0.79	0.79
10年	22年	0.77	0.80	0.81	0.82	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.91	0.94	0.92	0.86	0.90	0.89	0.93
11年	23年	0.96	0.95	0.93	0.89	0.94	0.93	0.99	0.94	1.05	1.02	1.04	1.07	0.97	1.01	1.05	1.11
12年	24年	1.09	1.04	1.14	1.06	1.13	1.20	1.12	1.11	1.14	1.11	1.13	1.12	1.12	1.14	1.28	1.32
13年	25年	1.13	1.15	1.20	1.19	1.17	1.24	1.22	1.23	1.21	1.26	1.24	1.34	1.21	1.26	1.46	1.53
14年	26年	1.31	1.39	1.35	1.34	1.35	1.34	1.35	1.38	1.39	1.43	1.43	1.53	1.37	1.41	1.66	1.69
15年	27年	1.47	1.38	1.58	1.47	1.45	1.48	1.53	1.53	1.59	1.56	1.60	1.54	1.51	1.56	1.80	1.86
16年	28年	1.72	1.61	1.68	1.75	1.76	1.72	1.68	1.79	1.84	1.84	1.84	1.78	1.74	1.79	2.04	2.08
17年	29年	1.89	1.86	1.81	1.89	1.97	1.90	1.91	1.95	1.82	2.07	1.99	2.04	1.92	1.98	2.24	2.29
18年	30年	2.07	2.09	2.10	2.06	2.08	2.20	2.25	2.16	2.20	2.23	2.19	2.15	2.14	2.18	2.39	2.42
19年	元年	2.21	2.27	2.10	2.21	2.20	2.09	2.13	2.26	2.03	2.18	2.20	2.16	2.18	2.10	2.42	2.35
20年	2年	1.81	1.99	1.91	1.68	1.74	1.59	1.51	1.63	1.85	1.65	1.78	1.87	1.75	1.71	1.95	1.90
21年	3年	1.72	1.75	1.79	1.70	1.83	1.79	1.72	1.62	1.77	1.69	1.65	1.76	1.73	1.74	2.02	2.08
22年	4年	1.75	1.86	1.79	1.84	1.81	1.82	1.90	1.85	1.84	1.88	1.96	1.84	1.84	1.84	2.26	2.30
23年	5年	1.83	1.80	1.82	1.78	1.78	1.83	1.79	1.79	1.83	1.86	1.77	1.81	1.81	1.81	2.29	2.28
24年	6年	1.82	1.87	1.92	1.73	1.70	1.78	1.86	1.87	1.75	1.81	1.79	1.74	1.80	-	2.25	-

(注)1. パートタイムを含む全数。各月は季節調整値、その他は原数値。

(注)2. 令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

有効求人倍率と完全失業率の動向



資料出所 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※ 有効求人倍率・完全失業率は季節調整値、有効求職者数・完全失業者数は原数値。

※ 網掛け部分は景気後退期（平成12年11月～平成14年1月、平成20年2月～平成21年3月、平成24年3月～平成24年11月）

兵庫県の最低工賃

最低工賃とは、家内労働者（内職者）に支払う工賃の最低額を決めるものです。兵庫労働局では、5件の最低工賃を定めています。

最低工賃が決まっている仕事を委託している場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

目 次

兵庫県釣針製造業最低工賃・・・・・・・・・・	1
兵庫県電気機械器具製造業最低工賃・・・・・・・・・・	2
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃・・・・・・	3
兵庫県綿・スフ織物業最低工賃・・・・・・・・・・	4
兵庫県靴下製造業最低工賃・・・・・・・・・・	5

（注）最低工賃は年度途中で改正されることがありますので、ホームページ等でお確かめ下さい。

兵庫労働局

〔ホームページアドレス〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準部賃金室 ☎078-367-9154

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本鉤結び	5円
仕 掛 け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6~13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

- 4 効力発生の日 平成18年3月10日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。）	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルの間によこ緯糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの	正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口以上	3.03センチメートルの間によこ緯糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	1,000円
					小幅力織機（両六丁）	1,185円
		小幅力織機（両八丁）			1,390円	
		小幅力織機（両十二丁）			1,495円	

（備考） 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成14年2月14日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54センチメートル間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	50番手単糸	144本	112センチメートルから114センチメートル	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	80番手双糸	160本	112センチメートルから114センチメートル	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	110本	112センチメートルから114センチメートル	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	100本	112センチメートルから114センチメートル	100円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセント加-で、かつ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100パーセント	60番手単糸	90本	93.98センチメートル	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。
あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 4 効力発生の日 平成11年8月11日

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン、ロッソーミシン若しくはオーバーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰め作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が201以上のもの	152円
	針目数が200以下のもの	135円
ロッソーミシンによる かがり		41円
オーバーミシンによる かがり		36円
包 装		40円
抜 き 返 し		37円
返 し		10円

4 効力発生の日 平成13年6月14日

兵庫県 の 最低賃金

兵庫県労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額	☆兵庫県の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
	1,052 円 (令和6年10月1日発効)	

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,099 円 (令和6年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	<ul style="list-style-type: none"> 軽易な運搬又は賄いの業務 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務 (注3)(注4)に留意してください
鉄鋼業	1,116 円 (令和6年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	<ul style="list-style-type: none"> 軽易な運搬又は賄いの業務 (注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,087 円 (令和6年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業 (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (4)(注1)に留意してください	<ul style="list-style-type: none"> 賄いの業務 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務 塗装におけるマスキングの業務 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,053 円 (令和6年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	<ul style="list-style-type: none"> 軽易な運搬又は賄いの業務 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	1,126 円 (令和6年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部分品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同附属品製造業 (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自動車・同部分品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> 賄いの業務 塗装におけるマスキングの業務 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) (注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,053 円 (令和6年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	<ul style="list-style-type: none"> 賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 手作業による小部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 (注3)(注4)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和6年10月1日から兵庫県最低賃金(時間額1,052円)が適用されています。

- (注1) 適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を営む使用者をいいます。また、これには純粋株式会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。
- (注2) 業種区分については、日本標準産業分類(令和5年6月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) で確認してください。
- (注3) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。
- (注4) 適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの」も該当します。
- ※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。
- ※ 最低賃金の発効日が異なりますので、発効日に注意してください。
- ※ 支払われる賃金のうち次の賃金は最低賃金には含まれません。
- ①臨時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③精皆手当、通勤手当、家族手当
- ※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもって実施されるものを指します。なお、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当しません。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。
- ※ 詳しいことは、兵庫県労働局労働基準部賃金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(1,102円以下)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

詳しくは兵庫県労働局雇用環境・均等部企画課(TEL 078-367-0700)へお問い合わせください。

兵庫県労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等による改正の概要

令和6年5月10日成立

改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

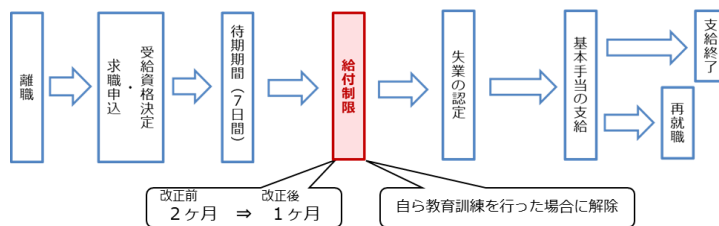
改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大【令和10年10月1日施行】

- 週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を新たに雇用保険の適用対象（※1）とする。
- ※1 失業給付、育児休業給付、介護休業給付、教育訓練給付のほか、雇用関係助成金の対象ともなる。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【①令和7年4月1日施行、②令和6年10月1日施行、③令和7年10月1日施行】

- ① 自らの意思により離職する者に対して設けられている基本手当の給付制限について、
 - ・ 現行の「2ヶ月」の給付制限期間を「1ヶ月」とするとともに、
 - ・ 自ら雇用の安定や就職の促進に資する教育訓練を行った場合には、給付制限を課さずに基本手当を支給する



- ② 教育訓練給付金の給付率を拡充する。

〈改正前〉			〈改正後〉			【参考】 現行の対象資格・講座の例
	専門実践	特定一般		専門実践	特定一般	
本体給付	50%	40%	本体給付	50%	40%	専門実践教育訓練給付金 ・ 医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格（看護師、介護福祉士等） ・ デジタル関連技術の習得講座（データサイエンティスト養成コース等） ・ 専門職大学院 等
追加給付① (資格取得等)	20%	—	追加給付① (資格取得等)	20%	10%	
追加給付② (賃金上昇)	—	—	追加給付② (賃金上昇)	10%	—	
最大給付率	70%	40%	最大給付率	80%	50%	特定一般教育訓練給付金 ・ 運転免許関係（大型自動車第一種免許等） ・ 医療・社会福祉・保健衛生関係の講座（介護職員初任者研修等） 等

- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

教育訓練休暇給付金	
対象者	・ 雇用保険被保険者
支給要件	・ 教育訓練のための休暇（無給）を取得すること。 ・ 被保険者期間が5年以上あること。
給付内容	・ 離職した場合に支給される基本手当の額と同じ。 ・ 給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか。
国庫負担	・ 給付に要する費用の1/4又は1/40（基本手当と同じ）

※ 上記のほか、雇用保険被保険者以外の者を対象に、教育訓練費用と生活費を融資対象とする新たな融資制度を創設予定。【省令】

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【①公布の日（令和6年5月17日）施行、②令和7年4月1日施行】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※2）を廃止する。
- ※2 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※3)。
- ※3 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【令和7年4月1日施行】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

兵庫県のハローワークが

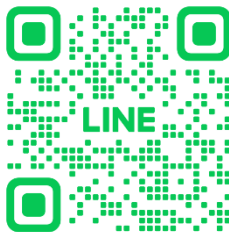
LINE はじめました!



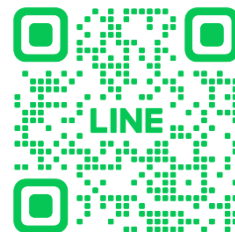
ハローワーク神戸



ハローワーク灘



ハローワーク尼崎

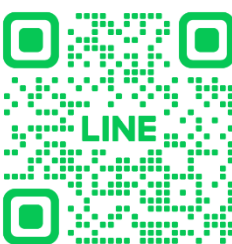


就職に関するお役立ち情報発信します!

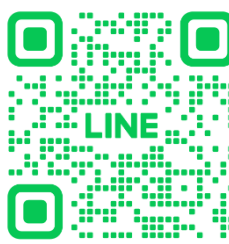
ハローワーク西宮



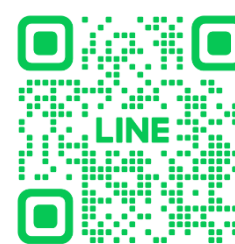
ハローワーク姫路



ハローワーク加古川



ハローワーク伊丹



コードをタッチしても飛べます

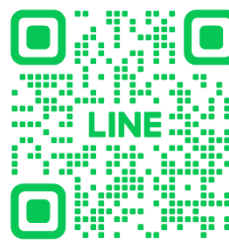
ハローワーク明石



ハローワーク豊岡



ハローワーク西脇



ハローワーク洲本



ハローワーク柏原



ハローワーク西神



ハローワーク龍野



厚生労働省

兵庫労働局

友だち登録お待ちしております!



〈 求人者の皆さまへ 〉



民間人材サービス(職業紹介、募集情報等提供)を利用する際の留意点

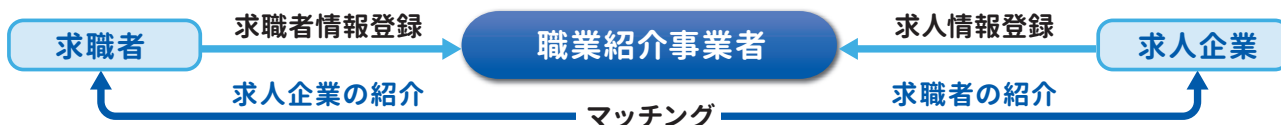


～トラブルも起きています! 契約内容を十分確認の上、契約してください～

民間人材サービスの種類

- 求人者の皆さまが、人材を採用するために利用している民間人材サービスには、あっせんを行う「**職業紹介事業**」のほかにも、「**求人メディア**」や「**人材データベース**」など、募集情報等を提供する事業(**募集情報等提供事業**)があります。
- 例えば、ウェブ上に求人を載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスは「**募集情報等提供事業**」になります。

【 職業紹介事業 】



■職業紹介事業の利用には、求職者が就く業務の年収の一定割合相当を紹介手数料として、紹介事業者に支払う形が一般的です。

【 募集情報等提供事業 】



■募集情報等提供事業の利用には、以下のものなど、**様々な料金体系**があります。

- ・ 定額やクリック回数に応じて広告掲載料を支払うもの(掲載課金型)・・・上記の例1に多い
- ・ システム利用料やスカウトメール送信料を定額や従量制で支払うもの・・・上記の例2に多い
- ・ 採用1件ごとに成功報酬を支払うもの(「**成功報酬型**」)・・・上記の例2に多い

料金や違約金をめぐるトラブル事例

職業紹介事業における事例

- ある事業所で、紹介された求職者を不採用とした後、**同一法人内の別の事業所が、そのことを知らずに当該求職者を直接採用したケース**で、紹介手数料の支払いを請求された事例があります。(採用は事業所ごとに行っているが、事業者との契約は法人名で締結されているため、違約金条項に該当するかどうか、法人単位で判断されました。)

募集情報等提供事業における事例

- 成功報酬型のサービスを利用している求人者が、人材採用後、その利用する**複数の事業者から成功報酬を請求されるケース**が生じています。
- その際、当該採用と直接関係があるとの認識がなくても、こうした契約条項を設ける事業者から支払いを求められるケース等があります。(採用の報告を怠った等として多額の違約金請求を受けるケースも生じています。)
- (※) 募集情報等提供事業のうち、「成功報酬型」とは、事業者が提供するサービス(求人メディア、人材データベース)を通じて知り得た労働者を採用した場合に、採用後、当該事業者から一定の料金(いわゆる「成功報酬」)を支払う課金形態をとるものです。
- (※) こうした事業者の中には、その機能を通じて求人者の方がリコメンド(条件に合った求職者情報の提供)を受け、または、スカウトメールを送った求職者については、例えその時には採用に至らなかった場合であっても、一定期間内に、他の事業者やハローワークを通じて、または直接、当該労働者を採用したときに、当初利用した当該事業者から成功報酬を支払うよう求める契約条項を設けているものもあります。

サービス利用時の留意点、契約前に確認いただきたい点

(※)職業紹介事業及び募集情報等提供事業に共通する留意事項 (※)紹介手数料も性質的には成功報酬です

○複数の成功報酬型サービスをご利用する際には、採用する労働者について、以下のような**採用の経緯**を整理しておき、他の事業者から請求を受けた場合には、これを提示して、当該事業者から受けたリコメンド(条件に合った求職者情報の提供)等による情報提供は、当該採用とは直接関係がないという認識であることを、資料をもって説明できるようにしておきましょう。



- ✓ どの事業者のサービスを通じて面接に至ったのか
- ✓ 当該労働者と連絡や面接を行った日時や内容
- ✓ 採否結果の連絡方法・日時
- ✓ 事業者への成功報酬の支払日 など

○また、成功報酬型のサービスの契約に際しては、**特に以下の事項に関する定めの有無および内容を、契約前に確認することが重要**です。

- ✓ 労働者を採用したときの募集情報等提供事業者への報告(その期限や方法を含む。)
- ✓ 労働者との連絡方法(連絡手段に関する制限の有無など)
- ✓ **情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い**(この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか)
- ✓ **違約金**について(どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額)
- ✓ **返戻金**について(早期退職の場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率)
- ✓ **契約主体**(当該求人事業所のみ適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか)

成功報酬型サービスの契約の特徴(※)

- ・労働者を採用した場合、求人者から募集情報等提供事業者への報告が求められる。
- ・面接等の日程調整や、採否結果の伝達など、労働者との連絡はすべて募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能を使って行うことが求められる。
- ・これらの**契約条項に違反した場合には、違約金として、たとえば、成功報酬に相当する額や、別に定める定額を支払うことが求められる。**

(※)すべての特徴があてはまるわけではありません。

職業安定法指針の改正

請求をめぐるトラブル等を防止し、求人者・求職者の方が、安心して民間人材サービスを利用できるようにするため、今般、職業安定法に基づく指針が改正されることとなりました。(令和7年4月1日施行)

○複数の事業者から成功報酬の請求を受けること(当該採用と関係があるとの認識がない事業者からも請求を受けること等)の背景には、労働者から事業者採用報告をすることについて、金銭等の提供(「お祝い金」等)による過度のインセンティブが付与されていることがあげられます。このため、**募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供は原則禁止**することとしました。

○あわせて、募集情報等提供事業者は、**そのサービスの利用料金や違約金について、発生条件や内容等を、求人者に対してわかりやすく、明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等により、誤解が生じないようにあらかじめ明示しなければならない**こととなりました。(職業紹介事業者にも同様のことが求められます。)

○なお、求人サイトの中には、一定期間は掲載無料のところ、当該期間経過後は有料での掲載に移行するものがあり、そのことが十分に明示されないまま、気がつかないうちに有料での掲載に移行し、掲載料金の請求を受けるトラブルも生じています。今回の指針改正による明示義務は、こうしたトラブルについても防止を図るものです。

指針の改正について詳しくはこちら→



労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を 正しく把握しましょう

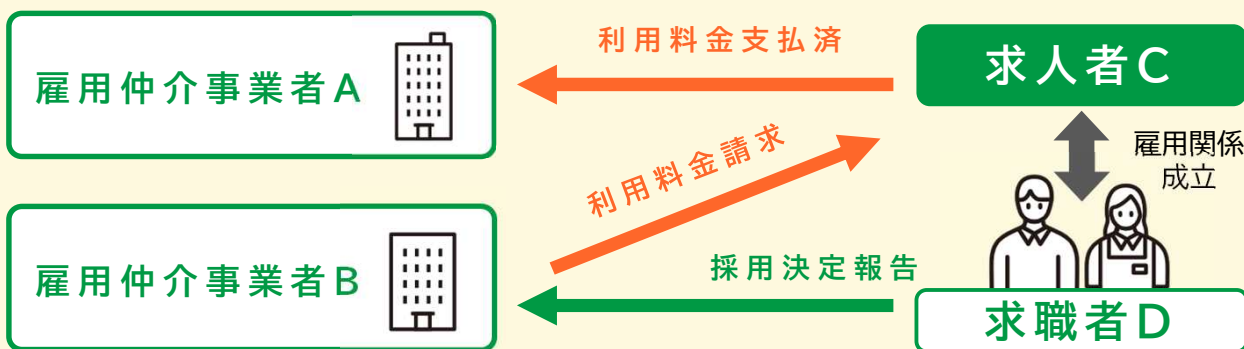
複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金(情報提供代金)を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。(成功報酬型の募集情報等提供事業)

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者(A,B)それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者(A,B)の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。(求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供を禁止しました。(令和7年4月施行))

トラブルの例

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

求人者が記録しておくべき内容

- 採用経路(直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)
- 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
- 紹介・情報提供等のサービスを受けた日
- 面接実施日 ■採用日 ■契約内容と有効期間 等

複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するか内容・条件をよく確認しましょう。(事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。(令和7年4月施行))

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正の概要（雇用保険制度関係）

令和6年6月5日成立

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行し、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設する。

改正の概要

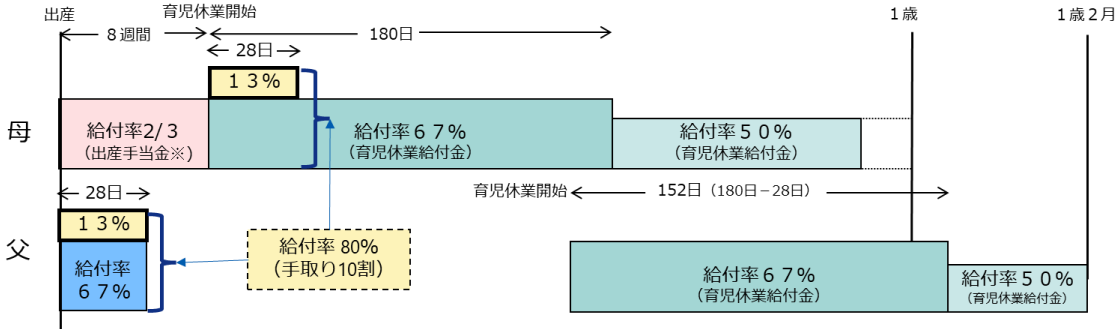
1. 出生後休業支援給付の創設【令和7年4月1日施行】〈財源〉子ども・子育て支援納付金

○ 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方（※1）が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、既存の育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）**（※2）の給付を行う。

※1 配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに出生後休業支援給付を支給する。

※2 給付は非課税であり、かつ、育児休業中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較すると、実質的には10割相当の給付となる。

○出生後休業支援給付の給付イメージ

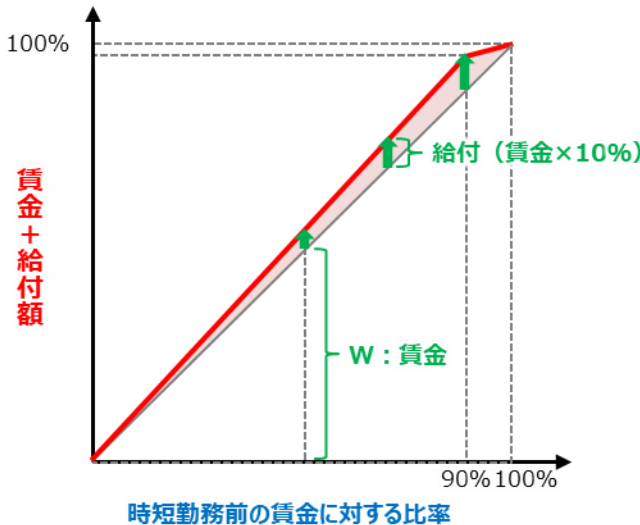


※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

2. 育児時短就業給付の創設【令和7年4月1日施行】〈財源〉子ども・子育て支援納付金

○ 被保険者が、**2歳未満の子を養育するために**、時短勤務をしている場合に、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**を給付する。

○育児時短就業給付の給付イメージ



(注) 時短勤務前の賃金に対する時短勤務時の賃金の比率が90%を超える場合は、給付率が逡減する。

育児・介護休業法が改正されました

公布日：令和6(2024)年5月31日

改正ポイント

令和7(2025)年4月1日施行

改正事項	改正前	改正後
育児のための所定外労働の制限（残業免除）	子が3歳に達するまで	子が小学校に入るまで
子の看護休暇	<ul style="list-style-type: none">子が小学校に入るまで取得事由は「病気・けが」「予防接種・健康診断」労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可	<ul style="list-style-type: none">子が小学校3年生を修了するまで取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園(入学)式、卒園式」を追加雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護休暇	労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可	雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置	努力義務	義務
育児・介護のためのテレワークの導入	—	努力義務
男性労働者の育児休業取得状況の公表義務	従業員数1,000人超の企業は公表が義務	従業員数300人超の企業は公表が義務

裏面へ続きます➡

兵庫労働局 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口

育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ、ご相談を受け付けています。

受付時間 8:30~17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

電話番号 078-367-0820

住所 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー15階

【詳細はこちら】



改正事項	改正前	改正後
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳以上～小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置（事業主の義務） ● 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（事業主の義務） <p>* 事業主は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業時刻等の変更 ・ テレワーク等(10日/月) ※ ・ 保育施設の設置運営等 ・ 新たな休暇の付与(10日/年) ※ ・ 短時間勤務制度 <p>の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。</p> <p>※ テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。</p>
労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	—	<p>妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（事業主の義務）</p>

次世代育成支援対策推進法が 延長されました

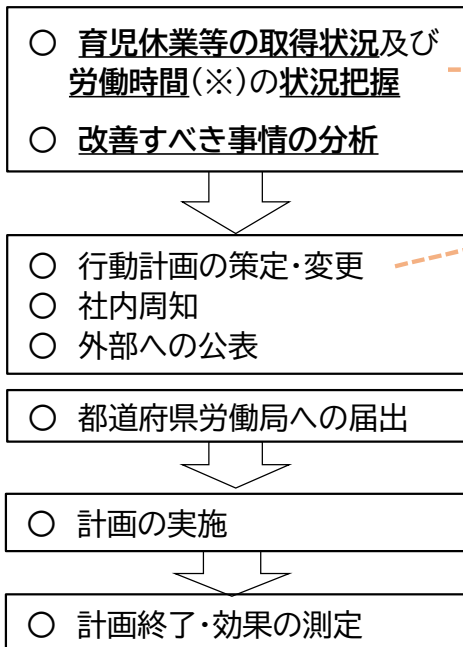
法律の有効期限が、令和17(2035)年3月31日まで延長されました。

また

事業主

常時雇用労働者100人超 : 義務
常時雇用労働者100人以下 : 努力義務

行動計画の策定・変更にあたって、育児休業取得等の取得状況等に係る状況把握・数値目標設定が義務となります。



- (※)① 男性の「育児休業等取得率」
又は「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」
- ② フルタイム労働者の各月の時間外・休日労働時間

(※)①②に係る数値目標の設定が必要

※ 令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

◆PDCAサイクルの確立

認定基準を満たした場合

くるみん認定等(認定基準見直し)

- 育児休業取得率の基準を引上げ
- 時間外労働の基準の引上げ (育児世代に注目した基準も追加)
- 男性の育児休業取得期間の延伸のための基準を追加

